

資 料 編

- (1) 関係法令等
- A 屋外広告関係の法令 ……………176
- A・1 屋外広告物法 ……………176
- A・2 屋外広告物標準条例案 ……………180
- A・3 都市計画法（抄録） ……………196
- B 電気工事関連の法令および基準 ……198
- B・1 電気設備技術基準 ……………198
- B・2 電気設備技術基準解釈 ……………200
- B・3 電気工事士法（抄録） ……………202
- B・4 電気用品安全法（抄録） ……………206
- B・5 電気用品安全法施行令 ……………209
- B・6 電気事業法 ……………211
- B・7 電気事業法施行規則（抄録） ……213
- B・8 電気工事士法施行令（抄録） ……214
- B・9 電気工事士法施行規則（抄録） ……217
- B・10 電気工事業の業務の適正化に
関する法律 ……………222
- B・11 経済産業省省令・告示 ……………223
- C 建築関係の法令 ……………226
- C・1 建築基準法 ……………226
- C・2 建築基準法施行令 ……………229
- C・3 建設業法施行規則 ……………234
- D 関係諸法令 ……………235
- D・1 消防法火災予防条例準則 ……………235
- D・2 道路法 ……………236
- D・3 道路法施行令 ……………238
- D・4 道路交通法 ……………240
- (2) 資格取得のための申請書等
- ネオン工事技術者試験案内 ……………243
- ネオン工事資格者認定講習受講案内
……………245
- ネオン管工事士の認定について ……248
- (3) 鋼材規格表
- H形鋼 ……………249
- 等辺山形鋼 ……………251
- 溝形鋼 ……………252
- リップ溝形鋼 ……………253
- 構造用鋼管 ……………254
- 構造用角形鋼管 ……………255
- 鋼材の許容圧縮応力度 ……………256
- ボルトの規格表 ……………258
- (4) ネオン管の色彩
- ネオンの光りの見え方 ……………261
- ネオン管色名表（標準色） ……………263
- 光の三原色と加法混色 ……………263
- 色の三原色と減法混色 ……………264
- マンセル色相環 ……………264
- 明度と彩度 ……………264

〈1〉 関係法令等

A 屋外広告関係の法令

A・1 屋外広告物法

(昭和24年6月3日 法律第189号)

(最近改正 平成6年6月29日 法律第49号)

(目的)

第1条 この法律は、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所及び方法並びに屋外広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行なう営業をいう。

(広告物等の制限)

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、市（都の特別区を含む。）及び人口5,000人以上の市街的町村の区域について、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を制限することができる。

2 前項に規定する市街的町村は、当該都道府県の条例で定める。

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。

一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、美観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第56条の10第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第69条

第1項若しくは第2項又は第70条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第83条の3第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定により保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、美観風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる物件に広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限することができる。

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 前各号に掲げるものの外、当該都道府県が特に指定する物件

第5条 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、広告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について禁止又は制限をすることができる。

第6条 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。

(違反に対する措置)

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、前4条の規定に基く条例に違反した広告物を表示し、若しくはこれに違反する広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの除却その他美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者が過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。但し、広告物を掲出する物件を除却する場合には、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。ただし、そのはり紙が、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、はることを禁止された場所にはられている

とき、条例で定める行政庁の許可をうけるべき場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないではられているとき、その他そのはり紙が第3条から第5条までの規定に基づく条例に明らかに違反してはられていると認められるときに限る。

4 都道府県知事は、前4条の規定に基づく条例に違反した広告物がはり札（ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。以下この項において同じ。）又は立看板（木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり札又は立看板をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札又は立看板が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかなるものであって、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、表示することを禁止された場所に表示されているとき、条例で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないで表示されているとき、その他そのはり札又は立看板が前4条の規定に基づく条例に明らかに違反して表示されていると認められるときに限る。

（屋外広告業の届出）

第8条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事に氏名又は名称、営業所の名称及び所在地その他必要な事項を届け出なければならないものとすることができる。

（講習会修了者等の設置）

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告業について、営業所ごとに広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行なう講習会の課程を修了した者又はこれと同等以上の知識を有するものとして条例で定める者（以下「講習会修了者等」という。）が置かれていなければならないものとするすることができる。

2 都道府県知事は、条例で定めるところにより、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第10条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

(都道府県知事の事務の委任)

第11条 都道府県知事は、この法律又はこの法律に基く条例で定める都道府県知事の事務の一部を市町村長に委任することができる。

(特別区の特例)

第12条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第13条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市(以下この条において「指定都市等」という。)が処理し、又は指定都市等の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

(罰 則)

第14条 第3条から第8条まで及び第9条第2項の規定に基く条例には、罰金のみを科する規定を設けることができる。

(適用上の注意)

第15条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日(昭和24年9月1日)から施行する。
- 2 広告物取締法(明治44年法律第70号)は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

(以下の附則は省略)

A・2 屋外広告物標準条例案

(昭和39年3月27日 建設都総発第7号都市総務課長通達)

(最近改正 平成6年12月16日 建設省都公緑発第92号)

(目 的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）について必要な規制を行ない、もって美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物のあり方)

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件は、美観風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、美観地区、風致地区、緑地保全地区又は生産緑地地区（知事が指定する区域を除く。）

1の2 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域（知事が指定する区域を除く。）

2 削除

3 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第56条の10第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第69条第1項若しくは第2項又は第70条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域

4 ○○県文化財保護条例（昭和 年 県条例 第 号）第 条の規定により指定された建造物及び同条例第 条の規定により指定された○○○並びにこれらの周囲で知事が指定する範囲内にある地域

5 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域（知事が指定する区域を除く。） 5の2 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（知事が指定する区域を除く。）

6 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域

7 高速自動車国道及び自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道の知事が指定する区間

- 8 道路及び鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）に接続する地域で知事が指定する区
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する公園又は緑地の区域
- 10 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域
- 11 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域
- 12 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地
- 12の2 博物館、美術館及び病院の建物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの
- 13 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域
- 14 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、知事が指定する区域
- 15 ○○○…

第4条 知事が指定する場所から展望することができる広告物又は広告物を掲出する物件で規則で定めるものについては、これを設置してはならない。

（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- 1 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
 - 2 石垣、よう壁の類
 - 3 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
 - 4 信号機、道路標識及び歩道柵、駒止めの類並びに里程標の類
 - 5 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの
 - 6 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
 - 7 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
 - 8 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - 9 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - 10 銅像、神仏像及び記念碑の類
- 2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。（許可地域等）

第6条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 1 第3条第1号かっこ書、第1号の2かっこ書、第5号かっこ書又は第5号の2かっこ書に規定する区域
- 2 第3条第7号の休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域並びに道路及び鉄道等（第3条第7号に該当するものを除く。）の知事が指定する区間

- 3 道路及び鉄道等に接続する地域（第3条第8号に該当するものを除く。）で知事が指定する区域
 - 4 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの附近の地域（第3条第10号に該当するものを除く。）で、知事が指定する区域
 - 5 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域（第3条第11号に該当するものを除く。）で、知事が指定する区域
 - 6 ○○○…
- 2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市及び次の各号に掲げる区域において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

○○郡○○町大字○○

○○郡○○村大字○○

第7条 知事が指定する場所から展望することができる広告物又は広告物を掲出する物件で規則で定めるもの（第4条に該当するものを除く。）を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

（広告物活用地区）

第8条 第3条に規定する地域又は場所以外の区域で、知事が、活力ある街並を維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域（以下「広告物活用地区」という。）として指定した区域において、表示され、又は設置される広告物又は広告物を掲出する物件については、規則で定めるところにより、景観上、安全上支障を及ぼすおそれのないものとして知事の確認を受けたものに限り、第5条、第6条及び第14条の規定は、適用しない。

（景観保全型広告整備地区）

第9条 知事は、第3条及び第6条に規定する地域又は場所で、良好な景観を保全するため良好な広告物又は広告物を掲出する物件の新設・改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

- 2 知事は景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する基本構想
 - 2 広告物及び広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- 4 知事は、基本方針を定め又はこれを変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めな

ければならない。

- 6 第3条に規定する地域又は場所で知事が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 知事は、前項の届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(広告物協定地区)

第10条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」と総称する。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び広告物を掲出する物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
- 2 広告物又は広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- 3 広告物協定の有効期間
- 4 広告物協定に違反した場合の措置
- 5 その他広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。
- 4 知事は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。
- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、知事に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 知事は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。
- 7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。

(適用除外)

第11条 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第3条から前条までの

規定は、適用しない。

- 1 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 2 削除
- 3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- 2 次に掲げる広告物又はこれを掲出する物件については、第3条及び第6条の規定は、適用しない。
 - 1 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - 2 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの
 - 2の2 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - 3 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - 4 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - 5 電車又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - 6 自動車で他の都道府県に存する陸運支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有するものに当該都道府県の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物
 - 7 人、動物又は車両（電車又は自動車を除く.），船舶等に表示される広告物
 - 8 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
 - 8の2 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で知事が指定するもの
- 3 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第5条第1項の規定は、適用しない。
 - 1 同項第1号から第5号に掲げる物件（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹を除く.）に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で知事が指定するもの
 - 2 同項第2号、第8号又は第9号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
 - 3 前号に掲げるもののほか、同項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
 - 4 前2号に掲げるもののほか、第5条第1項第9号に掲げる物件に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
 - 5 第1号から第3号に掲げる広告物を掲出する物件 4 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、

営業所若しくは作業所に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

- 5 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。
- 6 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第3条、第5条及び第6条の規定は、適用しない。

(経過措置)

第12条 第3条から第7条まで、第9条及び第10条の規定による知事の指定又は認定があった際、当該指定のあった地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件については、当該指定の日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(禁止広告物)

第13条 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- 1 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 2 著しく破損し、又は老朽したもの
- 3 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 4 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 5 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(規格の設定)

第14条 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定める規格に適合しなければならない。

- 1 広告板
- 2 立看板
- 3 置看板
- 4 はり紙
- 5 はり札
- 6 広告幕
- 7 突出広告
- 8 野立広告
- 9 電柱又は街灯柱を利用する広告物

- 10 電車又は自動車の外面を利用する広告物
- 11 広告塔
- 12 その他規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件

(許可等の期間及び条件)

第15条 知事は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を附することができる。

- 2 前項の許可等の期間は、3年をこえることができない。
- 3 知事は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可等)

第16条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造しようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可等を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。

(許可の基準)

第17条 この条例の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

- 2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、第34条に規定する屋外広告物審議会の議を経て、これを許可することができる。

(許可等の表示)

第18条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は広告物を掲出する物件に許可等の証票を貼付しておかなければならない。ただし、許可等の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

- 2 前項の許可等の証票又は許可等の押印若しくは打刻印は、許可等の期限を明示したものでなければならない。

(管理義務)

第19条 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第20条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第22条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置で必要がなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。第12条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件については、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物又は広告物を掲出する物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(措置命令)

第21条 知事は、第13条、第14条又は第19条の規定に違反した広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置する者を過失がなく確知することができないときは、これらの除却をその命じた者又は委任した者に行なわせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、これを設置する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、知事の命じた者又は委任した者が除却する旨を公示するものとする。

(許可等の取消し)

第22条 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号の一に該当するときは、許可等を取り消すことができる。

- 1 第15条第1項(同条第3項又は第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可等の条件に違反したとき
- 2 第16条第1項の規定に違反したとき
- 3 前条の規定による知事の命令に違反したとき
- 4 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき

(除却命令)

第23条 知事は、第3条から第8条まで若しくは第20条第1項の規定に違反し、又は第21条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者に対し、これらの除却を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置する者を過失がなく確知することができないときは、その措置をその命じた者又は委任した者に行なわせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこ

れを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事の命じた者又は委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(立入検査)

第24条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第25条 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第26条 この条例の規定による許可等に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、前項の管理する者は、屋外広告士資格審査・証明事業に基づく屋外広告士（第32条第1項第1号の2において「屋外広告士」という。）その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。

(管理者等の届出)

第27条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、前条第1項の規定により管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該管理する者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(公 告)

第28条 知事は、第3条から第9条までの規定による指定をし、又はこれらを変更したとき並びに第10条の規定による認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(手数料)

第29条 この条例の規定による許可等（許可等の更新を含む。）を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

(屋外広告業の届出)

第30条 屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 1 氏名又は名称
 - 2 営業所の名称及び所在地
 - 3 法人にあつては役員の氏名
 - 4 営業所ごとに置く講習会修了者等の氏名及び所属営業所名
 - 5 ○○○…
- 2 屋外広告業を営む者は、屋外広告業を廃止したとき又は前項の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

(講習会)

第31条 知事は規則で定めるところにより、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

- 2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。
- 3 第1項の講習会を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、講習手数料を納付しなければならない。
- 4 前3項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(講習会修了者等の設置)

第32条 屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに講習会修了者又は次の各号の一に該当する者（以下「講習会修了者等」という。）を置かなければならない。

- 1 他の都道府県又は指定都市の講習会修了者
 - 1の2 屋外広告士
 - 2 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
 - 3 知事が、規則で定めるところにより、講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 2 知事は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第33条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(審議会)

第34条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、県に屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見をきかなければならない。
- 1 第3条から第9条までの規定による指定をし、第10条の規定による認定をし、又はこれらを変更しようとするとき
 - 2 第11条第2項第1号、第2号、第2号の2若しくは第5号、同条第3項第1号、同条第6項若しくは第17条第1項に規定する基準、第9条第2項に規定する基本方針若しくは第14条に規定する規格を定め、又はこれらを変更しようとするとき
 - 3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。
 - 4 審議会の組織、委員の任期、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第36条 第23条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 第3条から第7条までの規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置した者
- 2 第16条の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造した者
 - 3 第20条第1項の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた

者

4 第21条第1項の規定による知事の命令に違反した者

5 第30条第1項の規定による届出をしないで屋外広告物業を営んだ者

6 第30条第2項の規定による届出をせず、又は同条第1項若しくは第2項の規定による届出について虚偽の届出をした者

7 第32条第2項の規定による知事の命令に違反した者

第38条 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をした場合において、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第40条 この条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(以下の附則は省略)

〈屋外広告物標準条例運用上の参考事項〉

第1 標準条例案第3条関係

1 第1号又は第5号の風致地区、美観地区又は保安林の地域は、その全域を禁止地域とすることが適当であると思われる。従って、かっこ書きによる除外措置は、これらの地区、地域の状況に照らし、やむを得ない場合に限り、除外地域以外の区域の禁止の効果を損なわない範囲内において行うことが望ましい。

2 第7号の規定においては、高速自動車国道及び自動車専用道路の具体名を明示することが望ましい。また、東海道新幹線鉄道、山陽新幹線鉄道、東北新幹線鉄道又は上越新幹線鉄道（以下「東海道新幹線鉄道等」という。）の沿線の都府県（指定都市を含む。）にあっては、同号の規定を次のようにすることが望ましい。

7 高速自動車国道、自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）及び東海道新幹線鉄道等の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道（東海道新幹線鉄道等を除く。）、軌道及び索道の知事が指定する区間

- 3 第7号及び第8号の指定は、例えば都市内の景観のすぐれた街路の区間、景観のすぐれた山岳、海浜、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路及び鉄道等（高速自動車国道、自動車専用道路及び東海道新幹線鉄道等を除く。）の区間並びに当該道路及び鉄道等並びに高速自動車国道、自動車専用道路及び東海道新幹線鉄道等から展望できる区域等、特に美観風致の維持を必要とする区間、区域について行うことが適当である。

第2 標準条例案第4条関係

本条の規定の趣旨は、一定の眺望点から望む街並、自然、名所・旧跡等景勝地の景観を維持・整備するため、当該眺望点から見える広告物等について規制を行おうとするものである。（標準条例案第7条において同じ。）

第3 標準条例案第6条関係

- 1 許可地域の指定に当たっては、土地利用の状況等必要に応じて細分化し、区分ごとに許可基準を変え、地域の特性に応じた段階的な規制を行うことが望ましい。
特に、地域の景観と広告物との調和を図るため、必要に応じて、広告物の全体量を一定以下に抑制したり、広告物の表示方法、色彩、意匠等に関する規制の強化を図ることが望ましい。
- 2 第1項第2号前段の規定は、高速自動車国道又は自動車専用道路の休憩所及び給油所の存する区域のうち本線から展望できない場所において表示し、又は設置される広告物で、かつ、主として公共的目的をもった広告物若しくは道路利用者の利便に資することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件であることが望ましい。
- 3 第1項第2号後段及び第3号の規定は、道路及び鉄道等の禁止区間以外の全区間並びに道路及び鉄道等から展望できる地域で禁止区域以外の区域（路端からおおむね500メートルないし1,000メートルまで）について行うことが適当であると思われる。ただし、市街地内については、状況に応じ適宜措置することが必要である。
- 4 第1項第2号から第6号までにおいては、禁止地域の隣接地域は、原則として許可地域とし、禁止地域と無規制地域とが直接することはできる限りさけることが望ましい。
- 5 第2項においては、市については原則としてその全域を、町村については人口5千以上の市街的町村の市街的部分を許可地域とすることが適当である。

第4 標準条例案第9条関係

景観保全型広告整備地区の指定と併せ、広告物の意匠、色彩、形状等に関し専門的な知識を有する者のアドバイスを行える様な体制を整えることが望ましい。

また、この際、当該専門的な知識を有する者としては、屋外広告士その他の屋外広告士と同等以上の資格を有する者とすることが望ましい。

第5 標準条例案第11条関係

- 1 第2項第1号の自家広告の基準においては、1事業所当りの表示面積を、禁止地域内においてはおおむね5平方メートル以下、許可地域内においてはおおむね10平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。なお、美観風致を害するおそれのある色彩、例えば蛍光塗料によるようなものは、なるべく制限することが望ましい。
- 2 第2項第2号の管理上の必要に基づく広告物の基準においては、表示面積を必要最小限度にとどめ、おおむね0.3平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。
- 3 第2項第5号の自動車、電車に表示する広告物の基準は、おおむね次の基準の範囲内とすることが望ましい。
- 4 第2項第2号の2の工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物は、当該工事期間中に限り表示されるもので、周囲の景観と調和したものであり、かつ、宣伝の用に供されていない広告物をいう。
- 5 第2項第8号の2及び第3項第1号の国又は地方公共団体には、必要な場合には、国又は地方公共団体以外の公共的な団体を加えることとしてもさしつかえない。
- 6 第3項第1号の禁止物件に表示する自家広告の基準においては、広告物の表示面積をおおむね5平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。

(単位/センチメートル)

		側部	前部	後部
電車	表示面積	45×60以下	41×25以下	41×25以下
	筒数	左右各2筒まで	1筒	1筒
乗合自動車	表示面積	45×90以下	—	50×90以下
	筒数	左右各1筒	—	1筒

- 7 第5項の公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれを掲出する物件については、近隣の施設や店舗等を案内する民間の案内誘導広告物についてもその基準を定め、当該案内誘導広告物の統一化を誘導することが望ましい。
- 8 第6項に規定する寄贈者名等の表示は、おおむね次に定めるところによることが望ましい。
 - 1 表示の大きさは、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。
 - 2 表示は、原則として1筒限りとする。
 - 3 蛍光塗料の使用はなるべく制限すること。

第6 標準条例案第14条関係

- 1 広告物の規格は、広告物の表示又は設置の位置、形状、面積、色彩、意匠等について

定めることが望ましい。

第7 標準条例案第15条関係

- 1 この条例の規定による許可及び許可の更新の際、安全性の確保を図るため、広告物の取付部分の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト及びビス等のゆるみ、表示面の破損等構造面に関する点検を行う安全点検報告書の添付を義務付けることが望ましい。

また、当該点検に当たっては、屋外広告士その他の屋外広告士と同等以上の資格を有する者が行うこととすることが望ましい。

第8 標準条例案第17条関係

- 1 第1項の許可の基準は、自家広告以外の広告物については、おおむね次のように措置することが望ましい。
 - 1 高速自動車国道、東海道新幹線等の高速交通施設から展望できる地域で知事が指定する区域内においては、野立広告物は、路端からの距離を500メートル以上、相互間の距離を300メートルから500メートル程度以上とし、表示面積を50平方メートル以下にとどめるものとする。
 - 2 一般の道路及び鉄道等から展望できる地域で知事が指定する区域内においては、野立広告物は、路端からの距離及び相互間の距離を100メートル以上とし、表示面積を30平方メートル以下にとどめるものとする。
 - 3 標準条例案第6条第1項に規定する区域のうち、前2号の区域以外の区域においては、広告物の乱立を防止するため、広告物相互間の距離を100メートル以上、表示面積を30平方メートル以下にとどめるものとする。同条第2項に規定する区域においても、同程度とするものとする。
 - 4 屋上広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、15メートルないし、20メートル以下にとどめるものとする。なお、地上から広告物の頂点までの高さは、48メートル以下にとどめるものとし、それによりがたい事由がある場合にも51メートルをこえないものとする。
 - 5 電柱の類に直接塗装するもの又は巻き付けにする広告物については、地上1.2メートル以上の箇所に表示するものとし、その長さは1.5メートル以下とするものとする。袖付けにするものについては、歩道上に突出する場合は地上2.5メートルないし3メートル以上、車道上に突出する場合は地上4.5メートル以上の箇所に表示するものとし、その長さは1.2メートル以下、出幅0.2メートル以下とするものとする。なお、袖付けにするものは、原則として歩道又は民地側へ向けることが望ましい。

広告物の箇数は、塗装又は巻き付けにするもの1巻きと袖付けにするもの1箇以内にとどめるものとする。

- 2 第1項の許可の基準は自家広告については、1事業所当りの表示面積を、禁止区域

内においては15平方メートル以下、許可地域内の野立広告については50平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。なお、美観風致を害するおそれのある色彩、例えば蛍光塗料によるようなものは、なるべく制限することが望ましい。

第9 標準条例案第26条関係

第2項の資格は、屋外広告士その他の屋外広告士と同等以上の資格とすることが望ましい。

A・3 都市計画法（抄録）

（昭和43年6月15日 法律第100号）

（最近改正 平成10年 法律第54号・法律第79号）

（地域地区）

第8条 都市計画には、当該都市計画区域について、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）
- 二 特別用途地区
- 二の二 高層住居誘導地区
- 三 高度地区又は高度利用地区
- 四 特定街区
- 五 防火地域又は準防火地域
- 六 美観地区
- 七 風致地区
- 八 （以下省略）

第9条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

- 2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 3 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 4 第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 5 第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 6 第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 8 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 9 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 10 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 11 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 12 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。

- 13 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区とする。
- 14 高層住居誘導地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域でこれらの地域に関する都市計画において建築基準法第五十二条第一項第三号に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が十分の四十と定められたもの内において、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める地区とする。
- 15 高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
- 16 高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区とする。
- 17 特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区とする。
- 18 防火地域又は準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域とする。
- 19 美観地区は、市街地の美観を維持するため定める地区とする。
- 20 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。
- 21 臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区とする。

(建築等の規制)

- 第58条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。
- 2 第51条〔不服申立て〕の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

B 電気工事関連の法令および基準

B・1 電気設備技術基準

(最近改正 平成13年3月21日 経済産業省令第27号)

(電気設備の接地)

第10条 電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件への損傷を与えるおそれがないよう、接地その他の適切な措置を講じなければならない。ただし、電路に係る部分にあっては、第5条第1項の規定に定めるところによりこれを行わなければならない。

(電気設備の接地の方法)

第11条 電気設備に接地を施す場合は、電流が安全かつ確実に大地に通ずることができるようにしなければならない。

第3章 電気使用場所の施設

第1節 感電、火災等の防止

(配線の感電又は火災の防止)

第56条 配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。

- 2 移動電線を電気機械器具と接続する場合は、接続不良による感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。
- 3 特別高圧の移動電線は、第1項及び前項の規定にかかわらず、施設してはならない。ただし、充電部分に人が触れた場合に人体に危害を及ぼすおそれがなく、移動電線と接続することが必要不可欠な電気機械器具に接続するものは、この限りでない。

(配線の使用電線)

第57条 配線の使用電線（裸電線及び特別高圧で使用する接触電線を除く。）には、感電又は火災のおそれがないよう、施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分な強度及び絶縁性能を有するものでなければならない。

- 2 配線には、裸電線を使用してはならない。ただし、施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分な強度を有し、かつ、絶縁性がないことを考慮して、配線が感電又は火災のおそれがないように施設する場合は、この限りでない。
- 3 特別高圧の配線には、接触電線を使用してはならない。

(電気使用場所に施設する電気機械器具の感電、火災等の防止)

第59条 電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。ただし、電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であって、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

B・2 電気設備技術基準解釈

(屋内のネオン放電灯工事) (省令第10条, 第11条, 第56条, 第57条, 第59条)

第208条 屋内に施設する管灯回路の使用電圧が1000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管を使用したものは, 第167条第1項, 第189条並びに第206条第1項第二号及び第六号の規定に準ずるほか, 次の各号により, かつ, 人が容易に触れるおそれがない場所に危険のおそれがないように施設すること。

- 一 放電灯用変圧器は, 電気用品取締法の適用を受けるネオン変圧器であること。(省令第59条関連)
- 二 管灯回路の配線は, 展開した場所又は点検できる隠ぺい場所に施設すること。(省令第56条関連)
- 三 管灯回路の配線は, がいし引き工事により施設し, かつ, 次のこと。(省令第57条関連)
 - イ 電線は, ネオン電線であること。
 - ロ 電線は, 造営材の側面又は下面に取り付けること。ただし, 電線を展開した場所に施設する場合において, 技術上やむを得ないときは, この限りでない。
 - ハ 電線の支持点間の距離は, 1m以下であること。
 - ニ 電線相互の間隔は, 6cm以上であること。
 - ホ 電線と造営材との離隔距離は, 展開した場所にあつては208-1表の左欄に掲げる使用電圧の区分に応じ, それぞれ同表の右欄に掲げる値以上, 点検できる隠ぺい場所にあつては6cm以上であること。

208-1表

使用電圧の区分	離隔距離
6000V以下	2cm
6000Vを超え9000V以下	3cm
9000Vを超えるもの	4cm

- ヘ がいしは, 絶縁性, 難燃性及び耐水性のあるものであること。
- 四 管灯回路の配線のうち放電管の管極間を接続する部分, 放電管取付けわく内に施設する部分又は造営材に沿って施設する部分(放電管からの長さが2m以下の部分に限る。)を次により施設する場合, 前号(ホを除く。)の規定によらないことができる。
 - イ 電線は, 厚さ1mm以上のガラス管に収めて施設すること。ただし, 電線の長さが10cm以下の場合, この限りでない。
 - ロ ガラス管の支持点間の距離は, 50cm以下であること。
 - ハ ガラス管の支持点のうちもっとも管端に近いものは, 管端から8cm以上であつて12cm以下の部分に設けること。
 - ニ ガラス管は, 造営材に堅ろうに取り付けること。

- 五 管灯回路の配線又は放電管の管極部分が造営材を貫通する場合は、その部分を難燃性及び耐水性のある堅ろうな絶縁管に収めること。
- 六 放電管は、造営材と接触しないように施設し、かつ、放電管の管極部分と造営材との離隔距離は、第三号ホの規定に準ずること。
- 七 ネオン変圧器の外箱には、D種接地工事を施すこと。(省令第10条, 第11条関連)

(屋内放電灯工事の施設制限) (省令第56条, 第59条, 第68条, 第69条, 第70条, 第71条)

第209条 管灯回路の使用電圧が300Vを超える放電灯は、第192条から第195条までに規定する場所に施設しないこと。(省令第68条, 第69条, 第70条関連)

- 2 管灯回路の使用電圧が、1000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用したものは、機械器具の構造上その内部に安全に施設できる場合又は第218条第3項(第一号, 第四号及び第六号を除く。)の規定に準じて施設し、かつ、放電管に人の触れるおそれがないように施設する場合を除き、屋内に施設しないこと。(省令第56条, 第59条関連)

B・3 電気工事士法（抄録）

（昭和35年8月1日 法律第139号）

（最近改正 平成11年12月22日 法律第160号）

（目的）

第1条 この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項〔定義〕に規定する一般用電気工作物をいう。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物（発電所、変電所、最大電力500キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第2条第1項第12号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）その他の経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。

3 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第1項に規定する第一種電気工事士及び同条第2項に規定する第二種電気工事士をいう。

（電気工事士等）

第3条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第一種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第3項に規定する電気工事を除く。第4項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの（以下「特殊電気工事」という。）については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「特種電気工事資格者」という。）でなければ、その作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なもの（以下「簡易電気工事」という。）については、第1項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定

証の交付を受けている者（以下「認定電気工事従事者」という。）は、その作業に従事することができる。

（電気工事士免状）

第4条 電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。

2 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

（3から6省略）

7 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

（特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証）

第4条の2 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証は、経済産業大臣が交付する。

2 特種電気工事資格者認定証の交付は、特殊電気工事ごとに行うものとする。

3 特種電気工事資格者認定証は、経済産業省令で定めるところにより、当該特種電気工事資格者認定証に係る特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

4 認定電気工事従事者認定証は、経済産業省令で定めるところにより、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

5 経済産業大臣は、前条第5項各号の一に該当する者に対しては、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付を行わないことができる。

6 経済産業大臣は、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者がこの法律又は電気用品取締法第28条第1項の規定に違反したときは、その特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を返納を命じることができる。

7 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（第一種電気工事士の講習）

第4条の3 第一種電気工事士は、経済産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年以内に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても、同様とする。

（電気工事士等の義務）

第5条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは電気事業法第56条第1項の経済産業省令で定める技術基準に、自家用電気工作物に係る電気工事の作業（第3条第1項及び第3項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは同法第39条第1項の経済産業省令で定め

る技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。

- 2 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、前項の電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を携帯していなければならない。

(電気工事士試験)

第6条 電気工事士試験の種類は、第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験とする。

- 2 第一種電気工事士試験は自家用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は一般用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について行う。
- 3 電気工事士試験は、経済産業大臣が行う。
- 4 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。
- 5 都道府県知事は、電気工事士試験に関し、必要があると認めるときは、経済産業大臣に対して、意見を申し出ることができる。

(経済産業大臣による試験事務の実施等)

第7条の17 経済産業大臣は、指定試験機関が第7条の5の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第7条の13第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認められるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定試験機関が第7条の5の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第7条の13の規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継その他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(公 示)

第7条の18 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第7条第1項の指定をしたとき。
- 二 第7条の5の許可をしたとき。
- 三 第7条の13の規定により指定を取り消し、又は同条第2項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第1項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(報告の徴収)

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事士、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者に対し、電気工事の業務に対して、報告をさせることが出来る。

(手数料)

第10条 電気工事士試験を受けようとする者又は電気工事士免状、特種電気工事資格者認定若しくは認定電気工事従事者認定証の交付若しくは再交付若しくは書換えを受けようとする者の納めるものについて国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う電気工事士試験を行う電気工事士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては当該都道府県の収入とする。

(罰 則)

第14条 第3条第1項、第2項、又は第3項の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

第15条 第9号第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、1万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号に該当する者は、1万円以下の科料に処する。

- 一 正当な理由なく、第4条第6項の規定による命令に違反して電気工事士免状を返還しなかった者。
- 二 正当な理由なく、第4条第6項の規定による命令に違反して特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者免状を返還しなかった者。

B・4 電気用品安全法（抄録）

（昭和36年11月16日 法律第234号）

（最近改正 平成12年5月31日 法律第91号）

第1章 総則**（目的）**

第1条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 一般用電気用工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般用電気不作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、政令で定めるもの。
 - 二 携帯発電機であって、政令で定めるもの。
- 2 この法律において「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であって、政令で定めるものをいう。

第3章 電気用品の適合性検査等**（基準適合義務等）**

第8条 届出事業者は、第3条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合には、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合には経済産業大臣の承認を受けたとき。
 - 二 試験的に製造し、又は輸入するとき。
- 2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録をし、これを保持しなければならない。

（特定電気用品の適合性検査）

第9条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第1項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合に

は、当該特定電気用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の認定する者又は経済産業大臣の承認する者の次項の規定による検査（以下「適合検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

- 一 当該特定電気用品
 - 二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの。
- 2 前項の認定又は承認を受けた者は、同項各号に掲げるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することが出来る。

(表示)

- 第10条** 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第8条第2項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第1項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。
- 2 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第4章 販売等の制限

(販売の制限)

- 第27条** 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第10条第2項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、または、販売の目的で陳列してはならない。
- 2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
- 一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において経済産業大臣の承認を受けたとき。
 - 二 第8条第1項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(使用の制限)

- 第28条** 電気事業法第2条第1項第八号に規定する電気事業者、同法第38条第4項に規定

する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士、同法第3項に規定する特種電気工事資格者又は同条第4項に規定する認定専従事業者は、第10条第1項の表示が附されているものでなければ、用品を電気事業法第2条第1項第十二号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。

2 電気用品を部品又は附属品として使用して製造する物品であつて、政令で定めるものの製造の事業を行う者は、第10条第1項の表示が附されているものでなければ、電気用品をその製造に使用してはならない。

3 前条第2項の規定は、前二項の場合に準用する。

第7章 罰則

第57条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第10条第2項の規定に違反して表示を付した者
- 二 第12条（第1号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者
- 三 第27条第1項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者
- 四 第28条第1項又は第2項の規定に違反して電気用品を使用した者
- 五 第41条の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 六 第42条の5の規定による命令に違反した者

B・5 電気用品安全法施行令

(昭和37年8月14日 政令第24号)

(最近改正 平成12年9月22日 政令第434号)

(電気用品)

第1条 電気用品安全法(以下「法」という。)第2条第1項の電気用品は、別表第1の左欄及び別表第2に掲げるとおりとする。

(特定電気用品)

第1条の2 法第2条第2項の特定電気用品は、別表第1の左欄に掲げるとおりとする。

別表第1

(第1条, 第1条の2, 第2条関係)

一 電線(定格電圧が100V以上600V以下のものに限る。)であって、次に掲げるもの	
(1) 絶縁電線であって、次に掲げるもの(導体の公称断面積が100mm ² 以下のものに限る。)	
1 ゴム絶縁電線(絶縁体が合成ゴムのものを含む。)	7年
2 合成樹脂絶縁電線(別表第2第一号(1)に掲げるものを除く。)	7年
(2) ケーブル(導体の公称断面積が22mm ² 以下、線心が7本以下及び外装がゴム(合成ゴムを含む。)又は合成樹脂のものに限る。)	7年
(3) コード	7年
(4) キャブタイヤケーブル(導体の公称断面積が100mm ² 以下及び線心が7本以下のものに限る。)	7年
(二～四 省略)	
五 小形单相変圧器及び放電灯用安定器であって、次に掲げるもの(定格一次電圧(放電灯用安定器であって変圧式以外のものにあつては、定格電圧)が100V以上300V以下及び定格周波数(二重定格のものにあつては、その一方の定格周波数、以下同じ。)が50Hz又は60Hzのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)	
(1) 小形单相変圧器であつて、次に掲げるもの(定格容量が500VA以下のものに限る。)	
1 家庭機器用変圧器(2に掲げるもの並びに別表第2第五号(1)1及び5に掲げるもの並びに機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)	7年
2 電子応用機械器具用変圧器(定格容量が10VAを超える電源変圧器に限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)	7年
(2) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(その適用放電管の定格消費電力の合計が500W以下のものに限る。)	
1 蛍光灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)	7年
2 水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)	7年
3 オゾン発生器用安定器	7年
(六～十 省略)	

別表第2

(第1条関係)

一 電線及び電気温床線であつて、次に掲げるもの
(1) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの(導体の公称断面積が100mm ² 以下のものに限る。)
1 蛍光灯電線
2 ネオン電線
(2) ケーブル(定格電圧が100V以上600V以下、導体の公称断面積が22mm ² を超え100mm ² 以下、線心が7本以下及び外装がゴム(合成ゴムを含む。)又は、合成樹脂のものに限る。)
(3) 溶接用ケーブル(導体の公称断面積が100mm ² 以下のものに限る。)
(4) 電気温床線

二 電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックスであって、次に掲げるもの（銅製及び黄銅製のもの並びに防爆型のものを除く。）

- (1) 電線管（可撓電線管を含み、内径が120mm以下のものに限る。）
- (2) フロアダクト（幅が100mm以下のものに限る。）
- (3) 線樋（幅が50mm以下のものに限る。）
- (4) 電線管類の附属品（(1)に掲げる電線管，(2)に掲げるフロアダクト若しくは(3)に掲げる線樋を接続し，又はこれらの端に接続するもの限り，レジュサーを除く。）
- (5) ケーブル配線用スイッチボックス

三 ヒューズであって、次に掲げるもの（定格電圧が100V以上300V以下及び定格電流が1A以上200A以下（電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が12kW以下）のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）

- (1) 筒形ヒューズ
- (2) 栓形ヒューズ

四 配線器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が100V以上300V以下のものであつて、交流の電路に使用するもの限り、防爆型のもの及び油入型のものを除く。）

- (1) リモートコントロールリレー（定格電流が30A以下のもの限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (2) 開閉器であつて、次に掲げるもの（定格電流が100A以下（電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が12kW以下）のもの限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 - 1 カットアウトスイッチ
 - 2 カバー付ナイフスイッチ
 - 3 分電盤ユニットスイッチ
 - 4 電磁開閉器（箱入りのものであつて、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。）
- (3) ライティングダクト及びその附属品（ライティングダクトを接続し，又はその端に接続するものに限る。）並びにライティングダクト用接続器（定格電流が50A以下のものであつて、極数が5以下のもの限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。）

五 小形単相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（定格一次電圧（放電灯用安定器であつて変圧式以外のものにあつては、定格電圧）が100V以上300V以下及び定格周波数が50Hz又は60Hzのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）

- (1) 小形単相変圧器であつて、次に掲げるもの（定格容量が500VA以下のものに限る。）
 - 1 ベル用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 - 2 表示器用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 - 3 リモートコントロールリレー用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 - 4 ネオン変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 - 5 燃焼器具用変圧器（点火用のもの限り、パルス型のものを除く。）
- (2) 電圧調整器（定格容量が500VA以下のもの限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (3) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（その適用放電管の定格消費電力の合計が500W以下のもの限り。）
 - 1 ナトリウム灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 - 2 殺菌灯用安定器

(六～十一 省略)

B・6 電気事業法

(昭和39年7月11日 法律第170号)

(最近改正 平成12年5月31日 法律第91号)

第3章 電気工作物

第1節 定義

第38条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であって、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であって、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。

二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であってその発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路により構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

2 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、経済産業省令で定めるものとする。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

第2節 事業用電気工作物

第1款 技術基準への適合

（事業用電気工作物の維持）

第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の経済産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするこ

と。

- 二 事業用電気工作物は、他の電气的設備その他の物件の機能に電气的又は磁气的な障害を与えないようにすること。
- 三 事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供納に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 四 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(自家用電気工作物の使用の開始)

第53条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、第47条第1項の認可又は同条第4項若しくは第48条第1項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

B・7 電気事業法施行規則（抄録）

（平成7年10月18日 通商産業省令 第76号）

（平成11年12月3日 通商産業省令 第108号）

（最近改正 平成13年4月26日 経済産業省令第157号）

第3章 電気工作物

第1節 定義

（一般用電気工作物の範囲）

第48章 法第38条第1項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。

一 （略）

二 （略）

2 法第38条第1項第一号の経済産業省令で定める電圧は、600Vとする。

3 法第38条第2項の経済産業省令で定める電圧は、600Vとする。

4 法第38条第2項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。

ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の合計が20kW以上となるものを除く。

一 太陽電池発電設備であって出力20kW未満のもの

二 風力発電設備であって出力20kW未満のもの

三 水力発電設備であって出力10kW未満のもの（ダムを伴うものを除く。）

四 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のもの

B・8 電気工事士法施行令（抄録）

（昭和35年9月30日 政令第260号）

（最近改正 平成13年4月25日 政令第171号）

（軽微な工事）

第1条 電気工事士法（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

- 一 電圧600Vボルト以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600ボルト以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- 二 電圧600ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。）をねじ止めする工事
- 三 電圧600ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- 四 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が36ボルト以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- 五 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- 六 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

（免状の交付）

第2条 法第4条第1項の電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は経済産業省令で定めるところにより、申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第3項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第4項各号の一に該当する者であることを証明する書類その他の書類及び写真を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

（免状の記載事項）

第3条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 免状の種類
- 二 免状の交付番号及び交付年月日
- 三 氏名及び生年月日

（免状の再交付）

第4条 電気工事士は、免状をよごし、損じ、又は失ったときは、当該免状を交付した都道府県知事にその再交付を申請することができる。

- 2 免状をよごし、又は損じて前項の申請をするときは、申請書に当該免状を添えて提出しなければならない。
- 3 免状を失ってその再交付を受けた者は、失った免状を発見したときは、遅延なく、免状の再交付を受けた都道府県知事にこれを提出しなければならない。

(免状の書換え)

第5条 電気工事士は、免状の記載事項に変更を生じたときは、当該免状にこれを証明する書類を添えて、当該免状を交付した都道府県知事にその書換えを申請しなければならない。

(電気工事士試験)

第7条 電気工事士試験（以下「試験」という。）は筆記試験及び技能試験の方法により行う。

(筆記試験)

第8条 筆記試験は、次の表の左欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる科目について行う。

…（表省略）

(技能試験)

第10条 筆記試験は、当該試験の筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免除された者に対し、第8条第1項の表の上欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる科目の範囲において、経済産業省令で定めるところにより、必要な技能について行う。

…（表省略）

(手数料)

第13条 法第10条第1項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 第一種電気工事士試験を受けようとする者	16,800円
二 第二種電気工事士試験を受けようとする者	10,300円
三 特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者	4,450円
四 特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の再交付を受けようとする者	2,100円
五 特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の書換えを受けようとする者	1,100円

(筆記試験)

第14条 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付，再交付及び返納並びに法第4条の2第3項及び第4項の規定による認定に関する経済産業大臣の権限は，その交付若しくは再交付を受けようとする者，その返納の命令の対象になる者又はその認定を受けようとする者の住所地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

B・9 電気工事士法施行規則（抄録）

（昭和35年9月30日 通商産業省令第97号）

（最近改正 平成13年5月2日 経済産業省令第159号）

（用語）

第1条 この省令で使用する用語は、電気工事士法（昭和35年法律第139号。以下「法」という。）及び電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（自家用工作物から除かれる電気工作物）

第1条の2 法第2条第2項の経済産業省令で定める自家用電気工作物は、発電所、変電所、最大電力500キロワット以上の需要設備、送電線路（発電所相互間、変電所相互間、発電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供する物を除く）及びこれに付属する開閉所その他の電気工作物をいう。）及び保安通信設備とする。

（軽微な作業）

第2条 法第3条第1項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業

ロ がいしに電線を取り付ける作業

ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く）に取り付ける作業

ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業

ホ 配線器具を造営材その他の物件に固定し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）

ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業

ト ボックスを造営材その他の物件に取り付ける作業

チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付ける作業

ヌ 配電盤を造営材に取り付ける作業

ル 接地線を自家用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ 電圧600ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

2 法第3条第2項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる作業以外の作業
 - イ 前項第1号イからヌまで及びヲに掲げる作業
 - ロ 接地線を一般用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- 二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

(特殊電気工事)

第2条の2 法第3条第3項の自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なものは、次のとおりとする。

- 一 ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く.）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「ネオン工事」という。）
 - 二 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く.）及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「非常用予備発電装置工事」という。）
- 2 法第3条第3項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものは、特種電気工事資格者が従事する特殊電気工事の作業を補助する作業とする。

(簡易電気工事)

第2条の3 法第3条第4項の自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なものは、電圧600ボルト以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事（電線路に係るものを除く.）とする。

(実務の経験)

第2条の4 法第4条第3項第一号の経済産業省令で定める電気に関する工事は、電気に関する工事のうち、令第1条に定める軽微な工事、第2条の2に定める特殊電気工事、電圧50,000ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信設備に係る工事以外のものとする。

2 法第4条第3項第一号の経済産業省令で定める実務経験は次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において第11条に定める電気工学に関する課程を修めて卒業した者にあつては、卒業後3年以上の従事
- 二 前号に規定する者以外の者にあつては、5年以上の従事

第2条の5 法第4条第3項第二号の認定は、次の各号の1に該当する者について行う。

- 一 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気工事主任技術者免状若しくは同項第三号の第三種電気工事主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」と総称する.）の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者の資格を有する者（以下単に「電気事業主任技術者」という。）

であって、電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に5年以上従事していたもの

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であって、経済産業大臣が定める資格を有するもの

(特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準)

第4条の2 法第4条の2第3項の認定は、次の表の左欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の右欄の各号の一に該当する者について行う。

2 法第4条の2第4項の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。

特殊電気工事の種類	認 定 の 基 準
ネオン工事	一 電気工事士であって、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物又は電気事業法第66条第2項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し5年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者 二 前項に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者
非常用予備発電装置工事	(略)

一 第一種電気工事士試験に合格した者

二 第二種電気工事士であって、第二種電気工事士免状の交付を受けた後、第2条の4第1項に規定する電気に関する工事に関し3年以上の実務の経験を有し、又は経済産業大臣が指定する者が次条に定めるところにより行う簡易電気工事に関する講習（以下「認定電気工事従事者認定講習」という。）の課程を修了したもの

三 電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気事業主任技術者であって、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関し3年以上の実務の経験を有し、又は認定電気工事従事者認定講習の課程を修了したもの

四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定したもの

(特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の手續)

第5条の2 法第4条の2第3項の認定を受けようとする者は、様式第1の2による申請書に第4条の2第1項の表の左欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の右欄の各号の一に該当する者であることを証明する書類及び履歴書を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

2 法第4条の2第4項の認定を受けようとする者は、様式第1の2による申請書に第4条の2第2項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び履歴書を添えて、経済

産業局長に提出しなければならない。

(免状の交付の申請)

第6条 免状の交付を受けようとする者は、様式第2による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては法第4条第3項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第4項各号の一に該当する者であることを証明する書類、住民票及び写真2枚を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 法第4条第3項第一号又は同条第4項第一号若しくは第二号に該当する者にあつては、その者の住所地を管轄する都道府県知事
- 二 法第4条第3項第二号又は同条第4項第三号に該当する者にあつては、当該各号の認定を行った都道府県知事

(免状の様式)

第7条 第一種電気工事士免状は様式第3に、第二種電気工事士免状は様式第3の2によるものとする。

(免状の再交付の申請)

第8条 令第4条第1項の免状の再交付を申請しようとする者は、様式第4による申請書に写真2枚を添えて提出しなければならない。

(免状の書換えの申請)

第9条 令第5条の規定により免状の書換えを申請しようとする者は、様式第5による申請書を提出しなければならない。

(認定証の交付の申請)

第9条の2 法第4条の2第1項の特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証(以下「認定証」という。)の交付を受けようとする者は、様式第5の2による申請書に、特種電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第3項に、認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第4項に規定する者であることを証明する書類、住民票及び写真2枚を添えて、当該認定証の交付を受けようとする者の住所地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(認定証の記載事項)

第9条の3 認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 認定証の種類(特種電気工事資格者認定証にあつては、第2条の2第1項各号に掲げる特殊電気工事の種類を含む、第14条第1項第一号において同じ。)
- 二 認定証の交付番号および交付年月日
- 三 氏名及び生年月日

(認定証の再発行)

- 第9条の4 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、当該認定証を交付した経済産業局長にその再交付を申請することができる。この場合において、当該特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、様式第5の3による申請書に写真2枚を添えて、当該経済産業局長に提出しなければならない。
- 2 認定証を汚し、又は損じて前項の申請をするときは、申請書に当該認定証を添えて提出しなければならない。
- 3 認定証を失ってその再交付を受けた者は、失った認定証を発見したときは、遅延なく、認定証の再交付を受けた経済産業局長にこれを提出しなければならない。

(認定証の書換え)

- 第9条の5 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証の記載事項に変更を生じたときは、様式第5の4による申請書に書換えの理由を証明する書類及び認定証を添えて、当該認定証を交付した経済産業局長にその書換えを申請しなければならない。

(認定証の返納)

- 第9条の6 法第4条の2第6項の規定により認定証の返納を命ぜられた者は、遅延なく、返納を命じた経済産業局長にこれを返納しなければならない。
- 2 経済産業局長は、法第4条の2第6項の規定により特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者に対し認定証の返納を命じたときは、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、その旨を同項の経済産業局長以外の経済産業局長に通知しなければならない。

(認定証の様式)

- 第9条の7 特種電気工事資格者認定証は様式第5の5に、認定電気工事従事者認定証は様式第5の6によるものとする。

(やむを得ない事由)

- 第9条の8 法第4条の3の経済産業省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。
- 一 海外出張をしていたこと。
 - 二 疾病にかかり、又は負傷したこと。
 - 三 災害に遭ったこと。
 - 四 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
 - 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、第9条の10に規定する経済産業大臣が指定する者がやむを得ないと認める事由があったこと。

B・10 電気工事業の業務の適正化に関する法律

(昭和45年5月23日 法律第96号)

(最近改正 平成12年5月31日 法律第91号)

第3章 業 務**(主任電気工事士の設置)**

第19条 登録電気工事業者は、その一般用電気工作物に係る電気工事（以下「一般用電気工事」という。）の業務を行う営業所（以下この条において「特定営業所」という。）ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第1種電気工事士又は電気工事士法による第2種電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第2種電気工事士であって第6条第1項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。

2 前項の規定は、登録電気工事業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が第1種電気工事士又は電気工事士法による第2種電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第2種電気工事士であるときは、その者が自ら主としてその業務に従事する特定営業所については、適用しない。

3 登録電気工事業者は、次の各号に掲げる場合においては、当該特定営業所につき、当該各号の場合に該当することを知られた日から2週間以内に、第1項の規定による主任電気工事士の選任をしなければならない。

- 一 主任電気工事士が第6条第1項第一号から第四号までの一に該当するに至ったとき。
- 二 主任電気工事士が欠けるに至ったとき（前項の特定営業所について、第1項の規定が適用されるに至った場合を含む。）
- 三 営業所が特定営業所となったとき。
- 四 新たに特定営業所を設置したとき。

(主任電気工事士の職務等)

第20条 主任電気工事士は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければならない。

2 一般用電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行うため必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止)

第21条 電気工事業者は、その業務に関し、第1種電気工事士でない者を自家用電気工事（特殊電気工事（電気工事士法第3条第3項に規定する特殊電気工事をいう。第3項において同じ。）を除く。）の作業（同条第1項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

2 登録電気工事業者は、その業務に関し、第1種電気工事士又は第2種電気工事士でないものを一般用電気工事の作業（電気工事士法第3条第2項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

3 電気工事業者は、その業務に関し、特種電気工事資格者（電気工事士法第3条第3項に規定する特種電気工事資格者をいう。）でない者を当該特殊電気工事の作業（同項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

4 電気工事業者は、第1項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者（電気工事士法第3条第4項に規定する認定電気工事従事者をいう。）を簡易電気工事（同項に規定する簡易電気工事をいう。）の作業に従事させることができる。

(電気工事を請け負わせることの制限)

第22条 電気工事業者は、その請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

B・11 経済産業省 省令・告示

経済産業省令第147号

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条の3第7条第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気工事士法第4条の3に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令を次のように定める。

平成13年4月19日

経済産業大臣 平沼 赴夫

（特殊電気工事資格者の認定の基準）

第3条 電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、同項の表ネオン工事の項下欄第1号又は非常用予備発電装置の項下欄第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定する者の用件は次のとおりとする。

特殊電気工事の種類	特認定する者の要件
ネオン工事	社団法人全日本ネオン協会からネオン工事技術者技術者証の交付を受けている者 平成2年8月31日までに社団法人全日本ネオン協会が行ったネオン工事技術者試験に合格した者
非常用予備発電装置工事	(略)

経済産業省告示 354 号

電気工事士法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 97 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、ネオン工事資格者認定講習の内容を次のように定め、平成 13 年 5 月 2 日より施行する。

平成 13 年 5 月 2 日

経済産業大臣 平沼 赳夫

ネオン工事資格者認定講習規程

（講習の方法）

第 1 条 電気工事士法施行規則（以下「規則」という。）第 4 条の 2 第 1 項に規定するネオン工事資格者認定講習（以下「認定講習」という。）は、次の表の左欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲及び講習時間は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

科 目	範 囲	講習時間
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算	2 時間
配電理論及び配線設計	1 看板体の設計 2 一時側配線 3 二次側配線 4 避雷器	
配 線 図	配線図の表示事項及び表示方法	
ネオン工事用の材料及び工具	1 ネオン管及び管球類の性能及び用途 2 ネオン工事用の材料の材質及び用途 3 ネオン工事用の工具の用途 4 ネオン変圧器及び開閉器類の設計、維持及び運用	1 時間
ネオン工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 ネオン変圧器、ネオン管及びネオン電線類の取付方法 3 接地工事の方法	1 時間
ネオン工事に係る検査方法	1 点検の方法 2 絶縁抵抗測定の方法 3 接地抵抗測定の方法 4 試験用器具の性能及び使用方法	1 時間
自家用電気工作物の保安に関する法令	電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号、以下「法」という。）、電気工事士法施行令（昭和 35 年政令第 260 号）及び規則並びにその他の関係法令	1 時間

(講師の条件)

第2条 認定講習の講師は、次の表の左欄に掲げる科目に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる条件の一に適合する者とする。

科 目	条 件
電気に関する基礎理論 配電理論及び配線設計 配線図 ネオン工事の検査方法 自家用電気工作物の保安に関する法令	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した者であって、ネオンに関する業務に5年以上従事した経験を有する者であること。 2 ネオン工事について法第4条の2第1項の特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「ネオン工事資格者」という。）であること。 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第54条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者であること。 4 経済産業大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。
ネオン工事用の材料及び工具 ネオン工事の施工方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において電気工学に関する課程を修めて卒業した者であって、ネオンに関する業務に5年以上従事した経験を有する者であること。 2 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校において電気工学に関する課程を修めて卒業した者であって、ネオンに関する業務に7年以上従事した経験を有する者であること。 3 ネオン工事資格者であって、ネオン工事についての特種電気工事資格者認定証の交付を受けた後、ネオン工事に関する業務に3年以上従事した経験を有する者であること。 4 経済産業大臣が前三項に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。

(修了証等)

第3条 認定講習を行う者は、認定講習を修了した者に対し、様式によるネオン工事資格者認定講習修了証及びその修了証に記載された事項を証明する書類を交付しなければならない。ただし、当該修了証に記載された事項を証明する書類については、当該事項についてあらかじめ経済産業大臣の確認を受けた場合にあっては、その旨を記載した書類をもって代えることができる。

C 建築関係の法令

C・1 建築基準法

(昭和25年5月24日 法律第201号)

(平成10年 法律第55号・法律第100号)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む.）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という.））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ.）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く.）をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む.）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
 - 二 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの
 - 三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの
 - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域（都道府県知事が都市計画地方審議会の意見を聴いて指定する区域を除く.）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規程は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内のものについては、適用しない。

(建築物に関する完了検査)

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定め

るところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、第6条第1項の規定による工事が完了した日から4日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかったことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に建築主事に到達するようにしなければならない。

(構造耐力)

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。
- 二 次に掲げる建築物にあつては、前号に定めるもののほか、政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。
 - イ 第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物
 - ロ イに掲げるもののほか、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物で、その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としたもの

(電気設備)

第32条 建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によって設けなければならない。

(避雷設備)

第33条 高さ二十メートルを超える建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(看板等の防火措置)

第66条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3メートルを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

(建築設備への準用)

第87条の2

2 前項において準用する第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は政令で定めるところにより1の建築設備について実費を勘案して政令で定める額の手数料を、建築主事を置く市町村の区域内の建築設備に係るものにあつては当該市町村に、その他の市町村の区域内の建築設備に係るものにあつては都道府県に納めなければならない。

(工作物への準用)

- 第88条** 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項、第7項及び第8項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第1号から第3号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第4号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2、第7条の4（第6項を除く。）、第7条の2、第7条の3（第8項を除く。）、第7条の4、第8条から第11条まで、第12条第3項から第6項まで、第13条、第18条（第13項を除く）、第20条、第32条、第33条、第34条第1項、第36条中第20条、第33条及び第34条第1項に関する部分、第37条、第38条、第40条、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項及び第2項並びに第18条第13項の規定を準用する。
- 3 前条第2項の規定は、前2項において準用する第6条第1項の規定による確認の申請、前2項において準用する第7条第1項の規定による申請及び第1項において準用する第7条の3第2項の規定による申請について準用する。
- 4 第3条、第8条から第13条まで並びに第18条第1項及び第14項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。

(工事現場における確認の表示等)

- 第89条** 第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。

(工事現場の危害の防止)

- 第90条** 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の技術的基準は、政令〔令第7章の2〕で定める。

C・2 建築基準法施行令

(昭和25年11月16日 政令第338号)

(最近改正 平成12年 政令第434号)

(面積, 高さ等の算定方法)

第2条 次の各号に掲げる面積, 高さ及び階数の算定方法は, それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第42条第2項、第3項又は第5項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。
- 二 建築面積 建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。（以下略）
- 三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- 四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。（以下略）
- 五 築造面積 工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。
- 六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハの1に該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。
 - イ 法第56条第1項〔建築物の各部分の高さ〕第1号の規定及び第130条の12〔建築物の後退距離の算定特例〕及び第135条の4の6〔面積割合の算定から除かれる部分〕の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。
 - ロ 法第33条〔避雷設備〕、法第56条第1項第3号及び法第58条〔高度地区〕（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。）の場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートル（中略）までは、当該建築物の高さに算入しない。
 - ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
- 七 軒の高さ 地盤面（中略）から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さによる。
- 八 階数 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の8分の1以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、

建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

- 2 前項第2号、第6号又は第7号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

(荷重及び外力の種類)

第83条 建築物に作用する外力としては、次の各号に掲げるものを採用しなければならない。

- 一 固定荷重
- 二 積載荷重
- 三 積雪荷重
- 四 風圧力
- 五 地震力

- 2 前項に掲げるものの他、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。

(風圧力)

第87条 風圧力は、速度圧に風力係数を乗じて計算しなければならない。

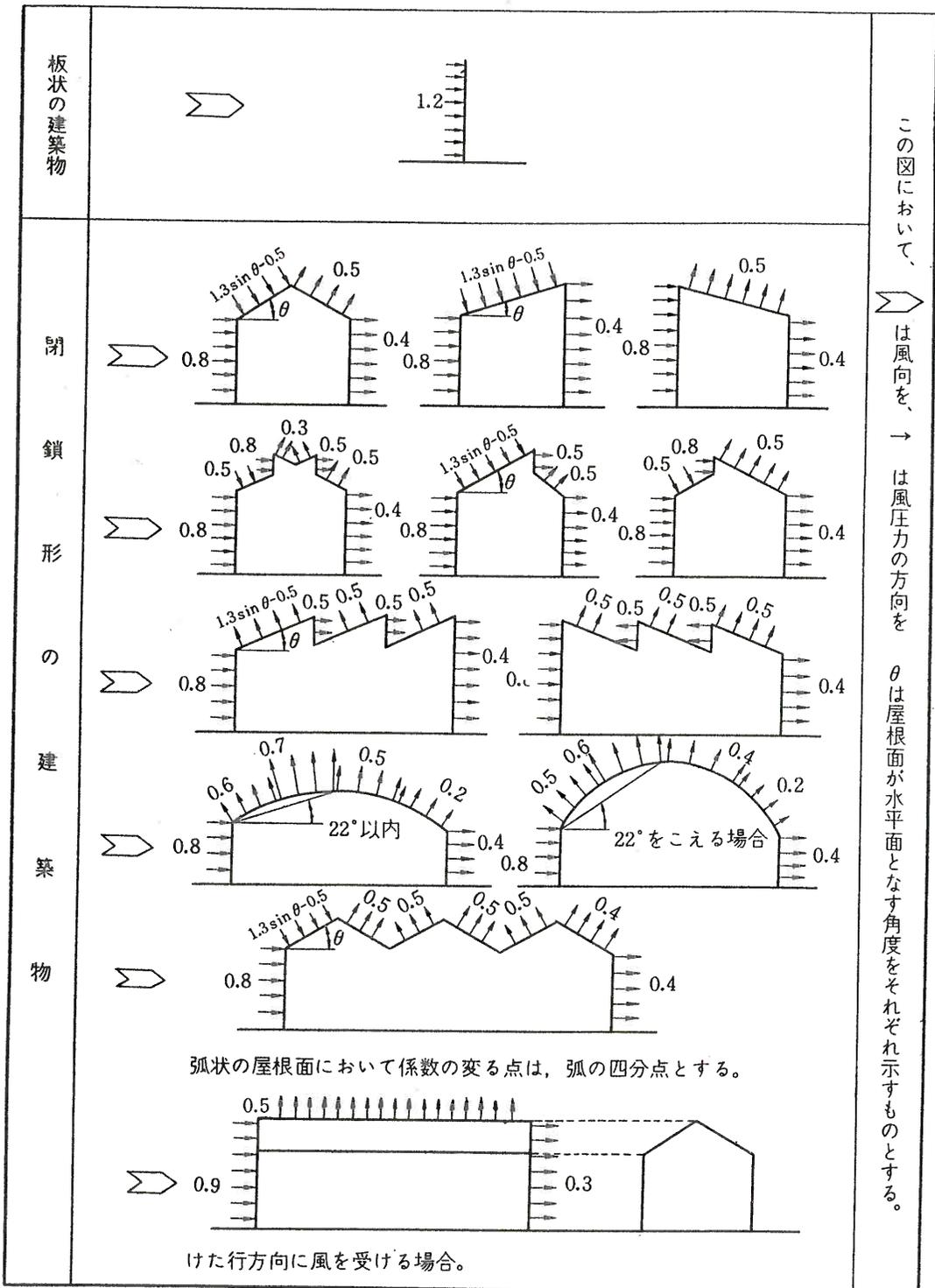
- 2 前項の速度圧は、次の表の式によって計算しなければならない。ただし特定行政庁は、規則で、区域を指定し、国土交通大臣がその地方における風の状況に応じて定める基準に基づいて、その数値の60%（前条第2項但し書きに規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、40%）に相当する数値を下らない範囲において、その区域における速度圧を定めることができる。

建築物の高さが16m以下の部分	$q = 60 \sqrt{h}$
建築物の高さが16mを超える部分	$q = 120 \sqrt[3]{h}$
この表において、 q 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
q 速度圧（単位 kg/m^2 ）	
h 地盤面からの高さ（単位 m ）	

- 3 建築物に近接してその建築物を風の方角に対して有効にさえぎる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における速度圧は、前項の規定による数値の1/2まで減らすことができる。
- 4 第1項の風力係数は、風洞試験によって定める場合のほか、次に掲げる断面形状の建築物又は工作物にあってはそれぞれ当該図に示す数値とし、その他の断面形状のものにあってはそれぞれ類似の断面形状のものに準じて定めなければならない。

<p>開放形の建築物</p>		<p>この図において、</p>
<p>独立上家</p>	<p>屋根が水平面となす角度がイとロ、ロとハ又はハとニとのそれぞれの中間値の場合においては、風力係数の数値は、それぞれの数値を直線的に補間して定めるものとする。</p>	<p>は風向</p>
<p>ラチス構造物</p>	<p>次の図は、ラチスばり及びラチス柱の断面を示すものとする。風圧作用面積としては、ラチスの面に対して垂直方向から見たラチス材の見付面積をとるものとする。</p>	<p>は風圧力の方向を</p> <p>θ は屋根面が水平面となす角度をそれぞれ示すものとする。</p>
<p>筒形の構造物 煙突その他の円</p>		

形状による風力係数 (その1)



形状による風力係数 (その2)

(工作物の指定)

第138条 煙突，広告塔，高架水槽，擁壁その他これらに類する工作物で法第88条〔工作物への準用〕第1項の規定により政令で指定するものは，次の各号に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。）とする。

三 高さが4メートルを超える広告塔，広告板，装飾塔，記念塔，その他これらに類するもの。

(広告塔又は高架水槽等)

第141条 第138条第1項第3号〔工作物として政令で指定される高さ4メートルを超える広告塔，広告板等〕又は第4号〔工作物として政令で指定される高さ8メートルを超える高架水槽，サイロ等〕に掲げるものについては，その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造としなければならない。

C・3 建設業法施行規則

第17条の2

1 国土交通大臣は、建設業者の施工技術の確保に資するため、建設業者の施工する建設工事に従事し、又はしようとする者の建設業者の施工に関する技術又は技能等（以下この項において、「建設工事に従事する者の技術等」という）を審査し、証明する事業（以下、「技術・技能審査等事業」という）で、建設工事に従事する者の技術等の向上を図る上で奨励すべきものを認定することができる。

(2, 3項 略)

4 第1項の規定による認定を受けた技術・技能審査等事業を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに技術・技能審査等事業の名称は次のとおりとする。

名称：（社）全日本屋外広告事業連合会。

主たる事務所の所在地：東京都墨田区亀沢1丁目17番14号。

技術・技能審査等事業の名称：屋外広告士資格審査・証明事業

D 関係諸法令

D・1 消防法火災予防条例（例）

（昭和36年11月22日 自消甲発第73号）

（最近改正 平成12年11月22日 消防予第257号）

（ネオン管燈設備）

第14条 ネオン管燈設備の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準に依らなければならない。

- 一 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けると共に、不燃材料で作ったおおいを設けること。ただし、無接点継電器を使用する物にあっては、この限りではない。
- 二 変圧器の雨のかかる場所に設ける場合にあっては、屋外用の物を用い、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な処置を講じたときは、この限りでない。
- 三 支わくその他のネオン管燈に近接する取り付け材には、木材（難燃合板を除く）又は合成樹脂（難燃性の物を除く）を用いないこと。
- 四 壁等を貫通するがい管は、壁等に固定すること。
- 五 電源の開閉器は、容易に操作できる位置に設けること。

2 ネオン管燈設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

第11条第1項第9号

必要に応じ熟練者に設備の各部分の点検及び絶縁抵抗などの測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させると共に、その結果を記録し、かつ保存すること。

（避雷設備）

第16条 避雷設備は、架空電線、ネオン管燈設備、アンテナ等と1.5mの距離を保たなければならない。ただし、接地を施した金属板又は金属網等による静電的遮蔽を有効にした場合は、この限りではない。

2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

第6章 雑則

（火を使用する設備等の設置の届け出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

（一～十一省略）

十二 設備容量キロアンペア以上のネオン管燈設備

D・2 道 路 法

(昭和27年6月10日 法律第180号)

(道路の占用の許可)

第32条 道路に左の各号の1に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(1) 道路の占用（道路に前項各号の1に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

(2) 道路の占用の期間

(3) 道路の占用の場所

(4) 工作物、物件又は施設の構造

(5) 工事实施の方法

(6) 工事の時期

(7) 道路の復旧方法

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号の1に該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第37条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合においては、第33条、第35条及び前条第2項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

(添加物件に関する適用)

第41条 道路管理者以外の者が占有物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占有とみなす。

D・3 道路法施行令

(昭和27年12月4日 政令第479号)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物等)

第7条 法第32条第1項第7号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、左の各号に掲げるものとする。

- (1) 看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチ
- (2) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

(占用の期間)

第9条 占用の期間は、水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づいて設ける水管〔中略〕、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（〔中略〕）、若しくは電柱、電線若しくは公衆電話所（〔中略〕）又は石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプラインの用に供する石油管については10年以内とし、その他の占用物件については5年以内としなければならない。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

(占用の場所)

第10条 占用物件（電柱、電線、公衆電話所、第7条第4号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物及び同条第5号に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）を地上に設ける場合においては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占用物件の地面に接する部分の位置は、法面、側こう上若しくは路端寄り又は歩道（自転車歩行車道を含む。以下この章において同じ。）内の車道（自動車道を含む。以下この章において同じ。）寄りとすること。ただし、占用物件の種類又は道路の構造により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない限り、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分とすることができる。
- (2) 地面に接しないで設けられる占用物件（法・のり・敷、側こう、路端寄り又は歩道内の車道寄り（以下この号において「法敷等」という。）の上空にある占用物件又はその部分を除く。）の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分（法敷等の上空にある部分を除く。）の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。

2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。ただし、電線及び電柱については、この限りでない。

(3項省略)

(占有物件の構造)

第14条 地上に設ける占有物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。
- (3) 特定仮設店舗等は、必要最小限度の規模とし、且つ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくする構造とすること。

D・4 道路交通法

(昭和35年6月25日 法律第105号)

(目的)

第1条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(禁止行為)

第76条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

(1) 道路において、酒に酔って交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

(2) 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること、に類する行為をすること。

(3) 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

(4) 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。

(5) 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

(1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

(2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

(3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする

者

(4) 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

(許可の手続)

第78条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定による許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3 所轄警察署長は、前条第1項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

(違法工作物等に対する措置)

第81条 警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件（以下この節において「工作物等」という。）の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業（以下この節において「工事等」という。）の中止その他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第76条第1項又は第2項の規定に違反して工作物等を設置した者

(2) 第76条第3項の規定に違反して物件を置いた者

(3) 第77条第1項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なった者

(4) 第77条第3項又は第4項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者

(5) 第77条第7項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかった者

2 警察署長は、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 警察署長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この節において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第82条 警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等について道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置をとることを命ずることができる。

(工作物等に対する応急措置)

第83条 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該工作物等の除去、移転その他応急の措置をとることができる。

〈2〉 資格取得のための申請書等

【ネオン工事技術者試験受験案内（平成12年度の例）】

1. ネオン工事技術者試験の目的

ネオン設備の安全の確保と、災害の防止のために、ネオン工事にたずさわる人々に対し、正しい知識の習得と技能の向上を図ることが要請されています。

本会では、この要請に基づいて、ネオン工事技術者試験規程を制定し、電気工事士の方々を対象として、試験を実施します。

2. 受 験 資 格

『電気工事士免状の交付を受けている人』

3. 受験の手続きおよび受験料

受 験 願 書 1通（正確に必要事項を記入し、押印して下さい）。

電気工事士免状写し 電気工事士免状の写しを添えて下さい。

写 真 2枚（上半身脱帽正面向きで、たて3cm×よこ2.5cmの大きさの写真を願書の所定の位置に1枚を貼付し、他の1枚は同封して下さい）。

受 験 料 20,000円

受験料は願書に添えて提出して下さい。また、一旦納付した受験料は返却しません。

願 書 の 提 出 直接提出または郵送（不備な願書は受けません）。

郵送の場合は受験料は現金書留（願書を同封すること）にして下さい。

イ. 受験票送付のための返信用切手を貼付（速達を希望するときは速達料も貼付）のうえ、票には、郵便番号、住所、氏名を明記（特に寄宿の場合は何々方をハッキリ記入）して下さい。アパート・マンションの場合は、建物名の他、部屋番号も明記のこと。

ロ. 願書提出封筒の票には、『ネオン工事試験受験願書』と朱書で記入して下さい。

願 書 の 提 出 先 〒105-0013 東京都港区浜松町1-21-4（港ビル）

社団法人 **全日本ネオン協会**

電話 03-3437-1526（代表）

受 験 票 願書を直接提出の場合はその場で手渡し、願書郵送の場合は後日

郵送いたします。

受験票が到着しない場合は協会宛に連絡して下さい。

受験票は試験当日必ず持参し、机上において下さい。

忘れると受験できません。

4. 受験願書の受付 受験願書受付 平成13年1月10日(水)
受験願書締切 平成13年2月23日(金) 必着
5. 試験日 平成13年3月11日(日)
試験開始 (第1部試験) 9時30分
(第2部試験) 11時15分
試験終了予定 12時頃
6. 試験を行う場所 **日本電子専門学校** (15号館)
新宿区百人町1-17-18
7. 受験人員 願書の受付 50名程度
8. 試験の内容と形式 この試験は、ネオン工事(これに直接接続する一次側回路を含む)の施工および保守に関して、下記の科目について必要な知識および技術について行います。
(イ) 電気に関する基礎理論 (ロ) 配電一般 (ハ) ネオン工事用材料 (ニ) ネオン工事の施工方法および検査方法 (ホ) 配線図 (ヘ) 電気工作物の保安に関する法令(電気事業法、電気用品取締法、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気設備に関する技術基準を定める省令、火災予防条例(準則)など)。
第1部試験は、択一式、空白記入式、一般回答方式による問題の筆記試験。第2部試験は、実技試験。ネオン変圧器の高電圧側(二次側)の配線並びに着管の一部。
9. 合格発表
受験者に通知すると共に、平成13年4月上旬の電気新聞紙上に合格者氏名を発表します。
10. 合格証書交付
合格者には、全日本ネオン協会会長名の合格証書を交付します。
11. 合格者は……
 - (1) ネオン工事技術者として、火災予防条例の規定に基づく、管理、点検および試験を行うことの出来る資格者となります。
 - (2) ネオン工事の資格取得には、一般的には第1種または第2種電気工事士の資格を取得して、5年以上のネオン工事の実務経験者が、ネオン工事資格者認定講習を受講し認定を受ける方法と、社団法人全日本ネオン協会が実施するネオン工事技術者試験を受験する方法があります。この試験には、第1種または第2種電気工事士の資格を取得した方は、実務経験5年未満の方でも受験出来ます。合格者は申請することによりただちにネオン工事資格者の認定をとることが出来ます。

【ネオン工事資格者認定講習受講案内（平成12年度の例）】

平成12年10月 財団法人 電気工事技術講習センター

最大電力500kW未満の自家用電気工作物のうち、特殊電気工事の「ネオン工事」及び「非常用予備発電装置工事」を行う場合には「特種電気工事資格者」の資格が必要となります。

「ネオン工事資格者」の資格は、電気工事士免状を受けた後、「ネオン工事資格者認定講習」を修了し、かつ、ネオン工事に関して5年以上の実務経験がある場合に取得することができます。

平成12年度のネオン工事資格者認定講習は、下記により実施します。

1. 受講資格

電気工事士免状取得者
(備考)

- (1) この講習の課程を修了しただけでは、認定証の交付申請はできません。認定証の交付を受けるには、所定の実務経験が5年以上必要です。
- (2) 社団法人全日本ネオン協会から「ネオン工事技術者証」の交付を受けている方は、認定講習を受講しなくてもネオン工事資格者認定証交付申請を行うことができます。

2. 講習申込書の受付期間

平成12年10月20日(金)～11月10日(金) (11月10日の消印有効)

3. 講習会場

- (1) 講習会場は、次の4地区(4都市)で開催しますので、希望する地区を選んで申込をしてください。

北海道(札幌市)、関東(東京都)、近畿(大阪市)、九州(福岡市)

- (2) 講習会場は、講習日の約3週間前に受講票によりお知らせします。

4. 講習日と講習時間

平成13年2月2日(金) 午前10時～午後5時

講習会場の都合により講習時間を変更することがあります。

5. 講習日数と講習科目等

- (1) 講習は1日(6時間)で終了します。
- (2) 講習科目と講習時間は、表のとおりです。

科 目	講習時間
電気に関する基礎理論 配電理論及び配線設計 配線図	2時間
ネオン工事用の材料及び工具	1時間
ネオン工事の施工方法	1時間
ネオン工事に係る検査方法	1時間
自家用電気工作物の保安に関する法令	1時間

6. 受講料

- (1) 受講料 15,000円
- (2) 受講料は、講習申込書を受理した後は返還しません。

7. 講習の申込方法

(1) 講習申込に必要なものは、次のとおりです。

イ ネオン工事資格者認定講習申込書（写真票に写真を1枚はること。）

ロ 受講料（15,000円）は、同封の当講習センター所定の払込用紙により、下記（3）の方法で振込んでください。

(2) 講習申込書の送付先

「簡易書留」で下記へ郵送してください。

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-8

第2東洋海事ビル7階

財団法人 電気工事技術講習センター

電話 03-3435-0897

(3) 受講料の払込方法

イ 同封の払込用紙を使用して、郵便局又は銀行で振込んでください。

ロ 現金は、受理できません。

ハ 払込用紙は、申込者1名につき1枚とします。

(4) 郵便振替払込受付証明書について

所定の払込用紙の右端にある「郵便振替払込受付証明書」は、郵便局又は銀行で受講料を払込んだ後（郵便局又は銀行の受付印が押されています。）、講習申込書の所定の位置に、全面にのり付けし、はってください。

8. 講習申し込みの手続き上の注意

(1) 受理した講習申込書は、返還しません。

(2) 平成13年1月17日までに受講票が送付されない場合は（財）電気工事技術講習センターにお問い合わせください。

9. 講習申込書の記載要領

講習申込書の記載については、以下のことに注意してください。

(1) 講習申込書の*印の欄は、記入しないでください。

(2) 講習申込書は、黒のボールペン又は万年筆を使用し、正確に記入してください。

(3) 氏名及び生年月日欄は、住民票（日本国籍を有しない者については、外国人登録済証明書）に記載されているとおり正確に記入してください。

(4) 現住所欄は、現在居住している住所を記載し、受講票の郵送に支障のないようアパート、マンション等は、その名称と部屋番号を正確に記入してください。

また、郵便番号は必ず記入してください。

(5) 受講資格区分欄は、該当する1又は2のどちらかに○を付け、免状の都道府県名と番号を記入してください。

(6) 受講希望地区名欄は、受講を希望する地区を選び、該当する地区名の番号に○を付けてください。

(7) 写真は、申込前6カ月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した、たて4cm、よこ3cmの鮮明なものを認定講習写真票の所定の位置に全面のり付けしてはってください。

(8) 講習申込書は、切り離さないで全体をそのまま提出してください。

- (9) 講習申込書は、添付の受講申込用封筒を使用して、必ず「簡易書留」扱いで郵送してください。

10. 認定証の交付申請関係書類について

経済産業局へ提出するネオン工事資格者認定証交付申請関係書類は、講習終了後に会場で配布します。

【ネオン管技工士の認定について（平成12年度の例）】

平成12年度ネオン管技工士認定は、下記要領によって実施致します。申請なさる方は、事務局宛て申請書を提出し、お申し込み下さい。

又、会員以外の方でネオン管加工に従事されている方がいらっしゃいましたら、是非受験されるようお勧め下さいますようお願い致します。

社団法人 全日本ネオン協会
関東甲信越支部

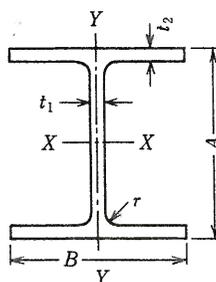
平成12年度ネオン管技工士認定要領

1. 認定申請資格 ネオン管加工に5年以上従事した者
2. 認定試験月日 平成13年3月2日（金）10：30～
受付開始 10：00～
3. 認定試験料 会員 一人 10,000円
非会員 一人 15,000円
4. 試験の内容 ①筆記試験（ネオン管加工に必要な知識） 午前
②実技試験（ネオン管加工の実技） 午後
5. 試験会場 （有）富士ネオン TEL：03-3712-3933
東京都品川区小山台1-3-10
6. 申請受付期間 平成13年1月15日（金）～2月16日（金）
7. 申請書の提出 管工様式1、2の書類に所定の事項を記入し、認定料を添えて、現金書留封筒で下記へご送付下さい。

東京都港区浜松町1-21-4 港ビル
関東ネオン業協同組合「ネオン管技工士認定」係
8. その他 ①複数申し込みの場合、用紙をコピーして下さい。
②筆記用具のほかに、通常お使いになっているプロゴムをお持ち下さい。

〈3〉 鋼材規格表

表3・1 H形鋼寸法・断面性能表（常時圧延材のみ）——広幅系列



シリーズ [mm]	寸法 [mm]					断面積 [cm ²]	単位 重量 [kg/m]	断面二次モーメント [cm ⁴]		断面二次半径 [cm]	
	A	B	t ₁	t ₂	r			I _x	I _y	i _x	i _y
100 × 100	100	100	6	8	10	21.90	17.2	383	134	4.18	2.47
125 × 125	125	125	6.5	9	10	30.31	23.8	847	293	5.29	3.11
150 × 150	150	150	7	10	11	40.14	31.5	1640	563	6.39	3.75
175 × 175	175	175	7.5	11	12	51.21	40.2	2880	984	7.50	4.38
200 × 200	200	200	8	12	13	63.53	49.9	4720	1600	8.62	5.02
250 × 250	250	250	9	14	16	92.18	72.4	10800	3650	10.8	6.29
300 × 300	300	300	10	15	18	119.8	94.0	20400	6750	13.1	7.51
	300	305	15	15	18	134.8	106	21500	7100	12.6	7.26
350 × 350	350	350	12	19	20	173.9	137	40300	13600	15.2	8.84
400 × 400	400	400	13	21	22	218.7	172.1	66600	22400	17.5	17.5

表3・2 H形鋼寸法・断面性能表（常時圧延材のみ）——中幅系列

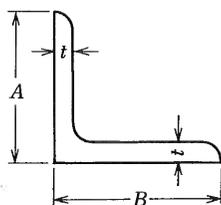
シリーズ [mm]	寸法 [mm]					断面積 [cm ²]	単位 重量 [kg/m]	断面二次モーメント [cm ⁴]		断面二次半径 [cm]	
	A	B	t ₁	t ₂	r			I _x	I _y	i _x	i _y
150×100	148	100	6	9	11	26.84	21.1	1,020	151	6.17	2.37
200×150	194	150	6	9	13	39.01	30.6	2,690	507	8.30	3.61
250×175	244	175	7	11	16	56.24	44.1	6,120	984	10.4	4.18
300×200	294	200	8	12	18	72.38	56.8	11,300	1,600	12.5	4.71
350×250	340	250	9	14	20	101.5	79.7	21,700	3,650	14.6	6.00
400×300	390	300	10	16	22	136.0	107	38,700	7,210	16.9	7.28
450×300	440	300	11	18	24	157.4	124	56,100	8,110	18.9	7.18
500×300	482	300	11	15	26	145.5	114	60,400	6,760	20.4	6.82
	488	300	11	18	26	163.5	128	71,000	8,110	20.8	7.04
600×300	582	300	12	17	28	174.5	137	103,000	7,670	24.3	6.83
	588	300	12	20	28	192.5	151	108,000	9,020	24.8	6.85
700×300	700	300	13	24	28	235.5	185	201,000	10,800	29.3	6.78
800×300	800	300	14	26	28	267.4	210	292,000	11,700	33.0	6.62
900×300	900	300	16	28	28	306.0	243	411,000	12,600	36.4	6.39

表3・3 H形鋼寸法・断面性能表（常時圧延材のみ）——細幅系列

シリーズ [mm]	寸法 [mm]					断面積 [cm ²]	単位 重量 [kg/m]	断面二次モーメント [cm ⁴]		断面二次半径 [cm]	
	A	B	t ₁	t ₂	r			I _x	I _y	i _x	i _y
150×75	150	75	5	7	8	17.85	14.0	666	49.5	6.11	1.66
175×90	175	50	5	8	9	23.04	18.1	1,210	97.5	7.26	2.06
200×100	198	99	4.5	7	11	23.18	18.2	1,580	114	8.26	2.21
	200	100	5.5	8	11	27.16	21.3	1,840	134	8.24	2.22
250×125	248	124	5	8	12	32.68	25.7	3,540	255	10.4	2.79
	250	125	6	9	12	37.66	29.6	4,050	294	10.4	2.79
300×150	298	149	5.5	8	13	40.80	32.0	6,320	442	12.4	3.29
	300	150	6.5	9	13	46.78	36.7	7,210	508	12.4	3.29
350×175	346*	174	6	9	14	52.68	41.4	11,100	792	14.5	3.88
	350	175	7	11	14	63.14	49.6	13,600	984	14.7	3.95
400×200	396*	199	7	11	16	72.16	56.6	20,000	1,450	16.7	4.48
	400	200	8	13	16	84.12	66.0	23,700	1,740	16.8	4.54
450×200	446*	199	8	12	18	84.30	66.2	28,700	1,580	18.5	4.33
	450	200	9	14	18	96.76	76.0	33,500	1,870	18.6	4.40
500×200	496	199	9	14	20	101.3	79.5	41,900	1,840	20.3	4.27
	500	200	10	16	20	114.2	89.6	47,800	2,140	20.5	4.33
600×200	596*	199	10	15	22	120.5	94.6	68,700	1,980	23.9	4.05
	600	200	11	17	22	134.4	106	77,600	2,280	24.0	4.12

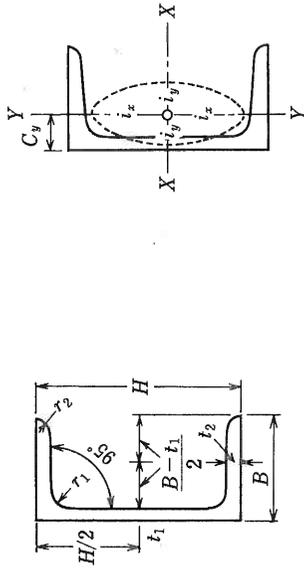
*印はSS41の場合、ウェブの幅厚比に注意を要する。

表 3・4 等辺山形鋼の寸法と断面性能表



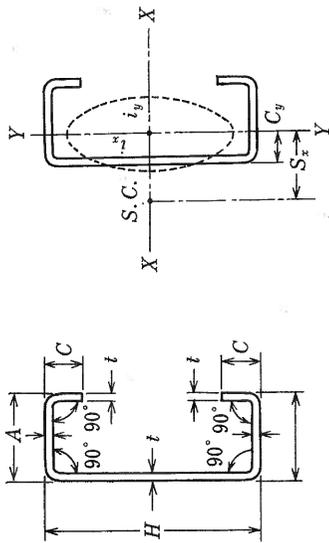
寸法 (mm)	断面積 [cm ²]	単位重量 [kg/m]	重心位置 [cm] $C_x = C_y$	断面二次モーメント [cm ⁴]			断面二次半径 [cm]			断面係数 [cm ³]
				$I_x = I_y$	最大 I_u	最小 I_v	$i_x = i_y$	最大 i_u	最小 i_v	
$A \times B \times t$										
25 × 25 × 3	1.427	1.12	0.72	0.80	1.26	0.33	0.75	0.94	0.48	0.45
30 × 30 × 3	4.727	1.36	0.85	1.42	2.26	0.59	0.91	1.14	0.58	0.66
30 × 30 × 5	2.746	2.16	0.92	2.14	3.37	0.91	0.88	1.11	0.57	1.03
40 × 40 × 3	2.336	1.83	1.09	3.53	5.60	1.45	1.23	1.55	0.79	1.21
40 × 40 × 5	3.755	2.95	1.17	5.42	8.59	2.25	1.20	1.51	0.77	1.91
45 × 45 × 4	3.492	2.74	1.24	6.50	10.3	2.69	1.36	1.72	0.88	2.00
50 × 50 × 4	3.892	3.06	1.37	9.06	14.4	3.74	1.53	1.92	0.98	2.49
50 × 50 × 6	5.644	4.43	1.44	12.6	20.0	5.24	1.50	1.88	0.96	3.55
50 × 50 × 8	7.364	5.78	1.52	16.1	25.4	6.78	1.48	1.86	0.96	4.62
60 × 60 × 4	4.692	3.68	1.61	16.0	25.4	6.62	1.85	2.33	1.19	3.66
60 × 60 × 5	5.802	4.55	1.66	19.6	31.2	8.06	1.84	2.32	1.18	4.52
65 × 65 × 6	7.527	5.91	1.81	29.4	46.6	12.1	1.98	2.49	1.27	6.27
65 × 65 × 8	9.761	7.66	1.88	36.8	58.3	15.3	1.94	2.44	1.25	7.97
75 × 75 × 6	8.727	6.85	2.06	46.1	73.2	19.0	2.30	2.90	1.47	8.47
75 × 75 × 9	12.69	9.96	2.17	64.4	102	26.7	2.25	2.84	1.45	12.1
75 × 75 × 12	16.56	13.0	2.29	81.9	129	34.5	2.22	2.79	1.44	15.7
90 × 90 × 6	10.55	8.28	2.42	80.7	129	32.3	2.77	3.50	1.75	12.3
90 × 90 × 7	12.22	9.59	2.46	93.0	148	38.3	2.76	3.48	1.77	14.2
90 × 90 × 10	17.00	13.3	2.58	125	199	51.6	2.71	3.42	1.74	19.5
90 × 90 × 13	21.71	17.0	2.69	156	248	65.3	2.68	3.38	1.73	24.8
100 × 100 × 7	13.62	10.7	2.71	129	205	53.1	3.08	3.88	1.97	17.7
100 × 100 × 10	19.00	14.9	2.83	175	278	71.9	3.03	3.83	1.95	24.4
100 × 100 × 13	24.31	19.1	2.94	220	348	91.0	3.00	3.78	1.93	31.1
120 × 120 × 8	18.76	14.7	3.24	258	410	106	3.71	4.68	2.38	29.5
130 × 130 × 9	22.74	17.9	3.53	366	583	150	4.01	5.06	2.57	38.7
130 × 130 × 12	29.76	23.4	3.64	467	743	192	3.96	5.00	2.54	49.9
130 × 130 × 15	36.75	28.8	3.76	568	902	234	3.93	4.96	2.53	61.5
150 × 150 × 10	29.21	22.9	4.05	627	997	258	4.63	5.84	2.97	57.3
150 × 150 × 12	34.77	27.3	4.04	740	1,180	304	4.61	5.82	2.96	68.1
150 × 150 × 15	42.74	33.6	4.24	888	1,410	365	4.56	5.75	2.92	82.6
150 × 150 × 19	53.38	41.9	4.40	1,090	1,730	451	4.52	5.69	2.91	103
175 × 175 × 12	40.52	31.8	4.73	1,180	1,860	480	5.38	6.78	3.44	91.8
175 × 175 × 15	50.21	39.4	4.85	1,440	2,290	589	5.35	6.75	3.42	114
200 × 200 × 15	57.75	45.3	5.46	2,180	3,470	891	6.14	7.75	3.93	150
200 × 200 × 20	76.00	59.7	5.67	2,820	4,490	1,160	6.09	7.68	3.90	197
200 × 200 × 25	93.75	73.6	5.86	3,420	5,420	1,410	6.04	7.61	3.88	242
200 × 200 × 29	107.6	84.5	6.01	3,866	6,118	1,613	5.99	7.54	3.87	276
250 × 250 × 25	119.4	93.7	7.10	6,950	11,000	2,860	7.63	9.62	4.89	388
250 × 250 × 35	162.6	128	7.45	9,110	14,400	3,790	7.49	9.42	4.83	519

表 3・5 溝形鋼の寸法と断面性能表 (JIS G 3192)



H × B	寸 法 (mm)			断面積 (cm ²)	単位重量 (kg/m)	断面二次モーメント (cm ⁴)		断面二次半径 (cm)		断面係数 (cm ³)		重心 (cm)	
	t ₁	t ₂	r ₁			r ₂	I _x	I _y	i _x	i _y	Z _x	Z _y	C _x
75 × 40	5	7	8	4	8.818	6.92	75.9	12.4	2.93	20.2	4.54	1.27	
100 × 50	5	7.5	8	4	11.92	9.36	189	26.9	3.98	37.8	7.82	1.55	
125 × 65	6	8	8	4	17.11	13.4	425	65.5	4.99	68.0	14.4	1.94	
150 × 75	6.5	10	10	5	23.71	18.6	864	122	6.04	115	23.6	2.31	
150 × 75	9	12.5	15	7.5	30.59	24.0	1,050	147	5.86	140	28.3	2.31	
180 × 75	7	10.5	11	5.5	27.20	21.4	1,380	137	7.73	154	25.5	2.15	
200 × 70	7	10	11	5.5	26.92	21.1	1,620	113	7.77	162	21.8	1.85	
200 × 80	7.5	11	12	6	31.33	24.6	1,950	177	7.89	195	30.8	2.24	
200 × 90	8	13.5	14	7	38.65	30.3	2,490	286	8.03	249	45.9	2.77	
250 × 90	9	13	14	7	44.07	34.6	4,180	306	9.74	335	46.5	2.42	
250 × 90	11	14.5	17	8.5	51.17	40.2	4,690	342	9.57	375	51.7	2.39	
300 × 90	9	13	14	7	48.57	38.1	6,440	325	11.5	429	48.0	2.23	
300 × 90	10	15.5	19	9.5	55.74	43.8	7,400	373	11.5	494	56.0	2.33	
300 × 90	12	16	19	9.5	61.90	48.6	7,870	391	11.3	525	57.9	2.25	
380 × 100	10.5	16	18	9	69.39	54.5	14,500	557	14.5	762	73.3	2.41	
380 × 100	13	16.5	18	9	78.96	62.0	15,600	584	14.1	822	75.8	2.29	
380 × 100	13	20	24	12	85.71	67.3	17,600	671	14.3	924	89.5	2.50	

表 3・6 リップ溝形鋼の寸法と断面性能表 (JIS G 3350)



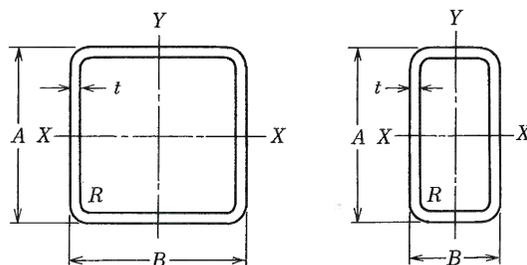
JIS 呼び名	寸 法 (mm) $t \times H \times A \times C$	断面積 [cm ²]	単位 重量 (kg/m)	重心位置 (cm)		断面二次モーメント (cm ⁴)		断面二次半径 (cm)		断面係数 (cm ³)			せん断中心 (cm)	
				C _x	C _y	I _x	I _y	i _x	i _y	Z _x	Z _y	S _x	S _y	
4535	3.2 × 200 × 75 × 20	11.81	9.27	0	2.19	716	84.1	7.79	2.67	71.6	15.8	5.4	0	
4435	3.2 × 150 × 65 × 20	9.567	7.51	0	2.11	332	53.8	5.89	2.37	44.3	12.2	5.1	0	
4405	3.2 × 150 × 50 × 20	8.607	6.76	0	1.54	280	28.3	5.71	1.81	37.4	8.19	3.8	0	
4365	3.2 × 125 × 50 × 20	7.807	6.13	0	1.68	181	26.6	4.82	1.85	29.0	8.02	4.0	0	
4295	3.2 × 120 × 60 × 20	8.287	6.51	0	2.12	186	40.9	4.74	2.22	31.0	10.5	4.9	0	
4293	2.3 × 120 × 60 × 20	6.092	4.78	0	2.13	140	31.3	4.79	2.27	23.3	8.10	5.1	0	
4225	3.2 × 100 × 50 × 20	7.007	5.50	0	1.86	107	24.5	3.90	1.87	21.3	7.81	4.4	0	
4223	2.3 × 100 × 50 × 20	5.172	4.06	0	1.86	80.7	19.0	3.95	1.92	16.1	6.06	4.4	0	
4221	1.6 × 100 × 50 × 20	3.672	2.88	0	1.87	58.4	14.0	3.99	1.95	11.7	4.47	4.5	0	
4143	2.3 × 75 × 45 × 15	4.137	3.25	0	1.72	37.1	11.8	3.00	1.69	9.90	4.24	4.0	0	
4141	1.6 × 75 × 45 × 15	2.952	2.32	0	1.72	27.1	8.71	3.03	1.72	7.24	3.13	4.1	0	
4033	2.3 × 60 × 30 × 10	2.872	2.25	0	1.06	15.6	3.32	2.33	1.07	5.02	1.71	2.5	0	
4031	1.6 × 60 × 30 × 10	2.072	1.63	0	1.06	11.6	2.56	2.37	1.11	3.88	1.32	2.5	0	

表3・7 構造用鋼管の寸法、重要および断面性能表 (JIS G 3444)

(本表の寸法は JIS G 3444-1982)

外径 [mm]	厚さ [mm]	単位重量 [kg/m]	断面積 [cm ²]	断面二次モーメント I [cm ⁴]	断面係数 Z [cm ³]	断面二次半径 i [cm]
21.7	1.9	0.928	1.182	0.585	0.539	0.703
27.2	1.9	1.19	1.510	1.22	0.893	0.897
34.0	2.3	1.80	2.291	2.89	1.70	1.12
42.7	2.3	2.29	2.919	5.97	2.80	1.43
48.6	2.3	2.63	3.345	8.99	3.70	1.64
60.5	2.3	3.30	4.203	17.8	5.89	2.06
	3.2	4.52	5.760	23.7	7.84	2.03
	3.8	5.31	6.769	27.2	9.03	2.01
76.3	2.8	5.08	6.462	43.7	11.5	2.60
	3.2	5.77	7.349	49.2	12.9	2.59
	4.2	7.67	9.086	59.5	15.6	2.56
89.1	2.8	5.96	7.591	70.7	15.9	3.05
	3.2	6.78	8.636	79.8	17.9	3.04
	4.2	8.79	11.20	101	22.7	3.01
101.6	3.2	7.76	9.892	120	23.6	3.48
	4.2	10.1	12.85	153	30.1	3.45
114.3	3.5	9.56	12.18	187	32.7	3.92
	4.5	12.2	15.52	234	41.0	3.89
139.8	3.5	11.8	14.98	348	49.8	4.81
	4.5	15.0	19.13	438	62.7	4.79
165.2	4.5	17.8	22.72	734	88.9	5.68
	5.0	19.8	25.16	808	97.8	5.67
190.7	5.3	24.2	30.87	133 × 10	139	6.56
216.3	4.5	23.5	29.29	168 × 10	155	7.48
	5.8	30.1	38.36	213 × 10	197	7.45
	8.2	42.1	53.61	219 × 10	269	7.36
297.4	6.6	42.4	54.08	460 × 10	344	9.22
	9.3	59.2	75.41	629 × 10	470	9.13
318.5	6.9	53.0	67.55	820 × 10	515	11.0
	10.3	78.3	99.73	119 × 10 ²	744	10.9
355.6	6.4	55.1	70.21	107 × 10 ²	602	12.3
	7.9	67.7	86.29	130 × 10 ²	734	12.3
	11.1	94.3	120.1	178 × 10 ²	1,000	12.2

表 3・8 構造用角形鋼管標準寸法と断面性能表



寸法 (mm)		単位重量 [kg/m]	断面積 [cm ²]	断面二次モーメント		断面係数		断面二次半径		塑性断面係数 Z _p [cm ³]
A × B	t			I _x [cm ⁴]	I _y [cm ⁴]	Z _x [cm ³]	Z _y [cm ³]	i _x [cm]	i _y [cm]	
200 × 200	6.0	35.8	45.63	2,830	2,830	283	283	7.86	7.88	330
	8.0	46.9	59.79	3,620	3,620	362	362	7.78	7.78	426
	9.0	52.3	66.67	3,990	3,990	399	399	7.73	7.73	472
	12.0	67.9	86.53	4,980	4,980	498	498	7.59	7.59	601
250 × 250	6.0	45.2	57.63	5,670	5,670	454	454	9.92	9.92	524
	9.0	66.5	84.67	8,090	8,090	647	647	9.78	9.78	759
	12.0	86.8	110.5	10,300	10,300	820	820	9.63	9.63	975
300 × 300	6.0	54.7	69.63	9,960	9,960	664	664	12.0	12.0	764
	9.0	80.6	102.7	14,300	14,300	956	956	11.8	11.8	1,110
	12.0	106	134.5	18,300	18,300	1,220	1,220	11.7	11.7	1,440
	16.0	138	175.2	23,100	23,100	1,540	1,540	11.5	11.5	1,840
350 × 350	9.0	94.7	120.7	23,200	23,200	1,320	1,320	13.9	13.9	1,530
	12.0	124	158.5	29,800	29,800	1,700	1,700	13.7	13.7	1,990
	16.0	163	207.2	37,900	37,900	2,160	2,160	13.5	13.5	2,570
400 × 400	9.0	109	138.7	35,100	35,100	1,750	1,750	15.9	15.9	2,020
	12.0	143	182.5	45,300	45,300	2,270	2,270	15.8	15.8	2,640
	16.0	188	239.2	57,900	57,900	2,900	2,900	15.6	15.6	3,410

表3・9 $F = 2.4t/cm^2$ 鋼材の許容圧縮応力度 f_c [t/cm^2] —— 長期応力に対する
(SS400, SM400, STK400, STKR400, SSC400. $t \leq 40mm$)

λ	f_c								
1	1.60	51	1.37	101	0.872	151	0.420	201	0.237
2	1.60	52	1.37	102	0.861	152	0.414	202	0.235
3	1.60	53	1.36	103	0.850	153	0.409	203	0.232
4	1.60	54	1.35	104	0.839	154	0.403	204	0.230
5	1.60	55	1.34	105	0.828	155	0.398	205	0.228
6	1.60	56	1.33	106	0.817	156	0.393	206	0.225
7	1.60	57	1.32	107	0.806	157	0.388	207	0.223
8	1.59	58	1.31	108	0.795	158	0.383	208	0.221
9	1.59	59	1.30	109	0.784	159	0.378	209	0.219
10	1.59	60	1.30	110	0.773	160	0.374	210	0.217
11	1.59	61	1.29	111	0.762	161	0.369	211	0.215
12	1.59	62	1.28	112	0.751	162	0.365	212	0.213
13	1.58	63	1.27	113	0.740	163	0.360	213	0.211
14	1.58	64	1.26	114	0.729	164	0.356	214	0.209
15	1.58	65	1.25	115	0.719	165	0.351	215	0.207
16	1.58	66	1.24	116	0.708	166	0.347	216	0.205
17	1.57	67	1.23	117	0.697	167	0.343	217	0.203
18	1.57	68	1.22	118	0.686	168	0.339	218	0.201
19	1.57	69	1.21	119	0.675	169	0.335	219	0.200
20	1.56	70	1.20	120	0.664	170	0.331	220	0.198
21	1.56	71	1.19	121	0.654	171	0.327	221	0.196
22	1.56	72	1.18	122	0.643	172	0.323	222	0.194
23	1.55	73	1.17	123	0.632	173	0.320	223	0.192
24	1.55	74	1.16	124	0.622	174	0.316	224	0.191
25	1.54	75	1.15	125	0.612	175	0.312	225	0.189
26	1.54	76	1.14	126	0.603	176	0.309	226	0.187
27	1.53	77	1.13	127	0.593	177	0.305	227	0.186
28	1.53	78	1.12	128	0.584	178	0.302	228	0.184
29	1.52	79	1.11	129	0.575	179	0.299	229	0.182
30	1.52	80	1.10	130	0.566	180	0.295	230	0.181
31	1.51	81	1.09	131	0.558	181	0.292	231	0.179
32	1.51	82	1.08	132	0.549	182	0.289	232	0.178
33	1.50	83	1.07	133	0.541	183	0.286	233	0.176
34	1.50	84	1.06	134	0.533	184	0.283	234	0.175
35	1.49	85	1.05	135	0.525	185	0.280	235	0.173
36	1.48	86	1.03	136	0.517	186	0.277	236	0.172
37	1.48	87	1.02	137	0.510	187	0.274	237	0.170
38	1.47	88	1.01	138	0.502	188	0.271	238	0.169
39	1.46	89	1.00	139	0.495	189	0.268	239	0.168
40	1.46	90	0.992	140	0.488	190	0.265	240	0.166
41	1.45	91	0.981	141	0.481	191	0.252	241	0.165
42	1.44	92	0.970	142	0.475	192	0.260	242	0.163
43	1.44	93	0.959	143	0.468	193	0.257	243	0.162
44	1.43	94	0.948	144	0.461	194	0.254	244	0.161
45	1.42	95	0.937	145	0.455	195	0.252	245	0.159
46	1.41	96	0.927	146	0.449	196	0.249	246	0.158
47	1.41	97	0.916	147	0.443	197	0.247	247	0.157
48	1.40	98	0.905	148	0.437	198	0.244	248	0.156
49	1.39	99	0.894	149	0.431	199	0.242	249	0.154
50	1.38	100	0.883	150	0.425	200	0.239	250	0.153

表3・10 $F = 2.4t/cm^2$ 鋼材の許容圧縮応力度 f_c [t/cm^2] —— 短期応力に対する
(SS400, SM400, STK400, STKR400, SSC400. $t \leq 40mm$)

λ	f_c								
1	2.40	51	2.06	101	1.31	151	0.63	201	0.36
2	2.40	52	2.05	102	1.29	152	0.62	202	0.35
3	2.40	53	2.04	103	1.28	153	0.61	203	0.35
4	2.40	54	2.03	104	1.26	154	0.60	204	0.35
5	2.40	55	2.01	105	1.24	155	0.60	205	0.34
6	2.40	56	2.00	106	1.23	156	0.59	206	0.34
7	2.39	57	1.98	107	1.21	157	0.58	207	0.33
8	2.39	58	1.97	108	1.19	158	0.57	208	0.33
9	2.39	59	1.96	109	1.18	159	0.57	209	0.33
10	2.39	60	1.95	110	1.16	160	0.56	210	0.33
11	2.38	61	1.94	111	1.14	161	0.55	211	0.32
12	2.38	62	1.92	112	1.13	162	0.55	212	0.32
13	2.38	63	1.91	113	1.11	163	0.54	213	0.32
14	2.37	64	1.89	114	1.09	164	0.53	214	0.31
15	2.37	65	1.88	115	1.08	165	0.53	215	0.31
16	2.36	66	1.86	116	1.06	166	0.52	216	0.31
17	2.36	67	1.85	117	1.05	167	0.51	217	0.30
18	2.35	68	1.83	118	1.03	168	0.51	218	0.30
19	2.35	69	1.82	119	1.01	169	0.50	219	0.30
20	2.34	70	1.80	120	1.00	170	0.50	220	0.30
21	2.34	71	1.79	121	0.98	171	0.49	221	0.29
22	2.33	72	1.77	122	0.96	172	0.48	222	0.29
23	2.33	73	1.74	123	0.95	173	0.48	223	0.29
24	2.32	74	1.73	124	0.93	174	0.47	224	0.29
25	2.31	75	1.72	125	0.92	175	0.47	225	0.28
26	2.31	76	1.71	126	0.90	176	0.46	226	0.28
27	2.30	77	1.70	127	0.89	177	0.46	227	0.28
28	2.30	78	1.68	128	0.88	178	0.45	228	0.28
29	2.29	79	1.67	129	0.86	179	0.45	229	0.27
30	2.28	80	1.65	130	0.85	180	0.44	230	0.27
31	2.27	81	1.64	131	0.84	181	0.44	231	0.27
32	2.26	82	1.62	132	0.82	182	0.43	232	0.27
33	2.25	83	1.61	133	0.81	183	0.43	233	0.26
34	2.24	84	1.59	134	0.80	184	0.42	234	0.26
35	2.23	85	1.58	135	0.79	185	0.42	235	0.26
36	2.22	86	1.55	136	0.78	186	0.42	236	0.26
37	2.22	87	1.53	137	0.77	187	0.41	237	0.26
38	2.21	88	1.52	138	0.75	188	0.41	238	0.25
39	2.20	89	1.50	139	0.74	189	0.40	239	0.25
40	2.19	90	1.49	140	0.73	190	0.40	240	0.25
41	2.18	91	1.47	141	0.72	191	0.39	241	0.25
42	2.16	92	1.46	142	0.71	192	0.39	242	0.24
43	2.15	93	1.44	143	0.70	193	0.39	243	0.24
44	2.14	94	1.42	144	0.69	194	0.38	244	0.24
45	2.13	95	1.41	145	0.68	195	0.38	245	0.24
46	2.12	96	1.39	146	0.67	196	0.37	246	0.24
47	2.11	97	1.37	147	0.66	197	0.37	247	0.24
48	2.10	98	1.36	148	0.66	198	0.37	248	0.23
49	2.09	99	1.34	149	0.65	199	0.36	249	0.23
50	2.07	100	1.32	150	0.64	200	0.36	250	0.23

表3・11 ボルトおよび高力ボルトのピッチ，ゲージの標準〔単位：mm〕

(a) 形鋼のゲージ

	A, B	40	45	50**	60	65	70	75	80	90	100	125	130	150
	g ₁	22	25	30	35	35	40	40	45	50	55	50	50	55
	g ₂											35	40	55
	最大軸径	10	12	16	16	20	20	22	22	24	24	24	24	24
	B	100**	125	150	175	200	250	300*	350	400	* B = 300 は千鳥打ちとする ** g 及び最大軸径は強度上支障のないとき最小縁端寸法の規定にかかわらず用いることができる			
	g ₁	60	75	90	105	120	150	150	140	140				
	g ₂							40	70	90				
	最大軸径	16	16	22	22	24	24	24	24	24				
	B	40	50	65	70	75	80	90	100					
	g	24	30	35	40	40	45	50	55					
	最大軸径	10	12	20	20	22	22	24	24					

(b) ピッチおよび縁端寸法

	ボルト軸径		10	12	16	20	22	24	28
	ボルト孔径		11	13	17	21.5	23.5	25.5	29.5
	ピッチ P	標準	40	50	60	70	80	90	100
		最小	25	30	40	50	55	60	70
	最小縁端 l	せん断縁 (1)	18	22	28	34	38	44	50
		圧延縁 (2)	16	18	22	26	28	32	38
		応力方向 (3)	25	30	40	50	55	60	70
最大縁端		板厚の12倍，かつ15cm							

- (1) せん断縁，手動ガス切断縁
- (2) 圧延縁，自動ガス切断縁，のこ引き縁，機械仕上縁
- (3) 引張材でボルト2本以下の場合の応力方向

表3・12 長期応力に対するボルトの許容耐力表（ボルトの軸断面に対して）

（ボルトおよび鉄板の材質SS41，SM41の場合）

ボルト呼び径	ボルト軸径〔mm〕	ボルト穴径〔mm〕	ボルト軸断面面積〔mm ² 〕	許容せん断力〔t〕		許容支圧力〔t〕											許容引張力〔t〕
				1面せん断	2面せん断	板厚〔mm〕											
						1.6	2.3	3.2	4.0	4.5	6.0	8.0	9.0	10.0	12.0		
M12	12	12.5	1.13	1.02	2.03	0.58	0.83	1.15	1.44	1.62	2.16						1.36
M16	16	16.5	2.01	1.81	3.62	0.77	1.10	1.54	1.92	2.16	2.88	3.84					2.41
M20	20	20.5	3.14	2.83	5.65	0.96	1.38	1.92	2.40	2.70	3.60	4.80	5.40	6.00			3.77
M22	22	22.5	3.80	3.42	6.84	1.06	1.52	2.11	2.64	2.97	3.96	5.28	5.94	6.60	7.92		4.56
M24	24	24.5	4.52	4.07	8.14	1.15	1.66	2.30	2.88	3.24	4.32	5.76	6.48	7.20	8.64		5.42

$F = 2.4t/cm^2$ (SS400, SM400, SMA400, STK400, STKR400, SSC400)

表3・13 短期応力に対する許容耐力表 (ボルトの軸断面に対して)

ボルト 呼び径	ボルト 軸径 (mm)	ボルト 穴径 (mm)	ボルト 軸断面 面積 (mm ²)	許容せん断力 [t]		許容支圧力 [t]										許容引張力 [t]	
						板厚 [mm]											
				1面 せん断	2面 せん断	1.6	2.3	3.2	4.0	4.5	6.0	8.0	9.0	10.0	12.0		
M12	12	13.0	1.13	1.53	3.05	0.86	1.24	1.73	2.16	2.43	3.24						2.03
M16	16	17.0	2.01	2.71	5.43	1.15	1.66	2.30	2.88	3.24	4.32	5.76					3.62
M20	20	21.5	3.14	4.24	8.48	1.44	2.07	2.88	3.60	4.05	5.40	7.20	8.10	9.00			5.65
M22	22	23.5	3.80	5.13	10.3	1.58	2.28	3.17	3.96	4.46	5.94	7.92	8.91	9.90	11.9		6.84
M24	24	25.5	4.52	6.10	12.2	1.73	2.48	3.46	4.32	4.86	6.48	8.64	9.72	10.8	13.0		8.14

表3・14 短期応力に対する許容耐力表 (ボルトのねじ部断面に対して)

ボルト 呼び径	ボルト 軸径 (mm)	ボルト 穴径 (mm)	ボルト 軸断面 面積 (mm ²)	許容せん断力 [t]		許容支圧力 [t]										許容引張力 [t]	
						板厚 [mm]											
				1面 せん断	2面 せん断	1.6	2.3	3.2	4.0	4.5	6.0	8.0	9.0	10.0	12.0		
M12	12	13.0	0.85	1.17	2.35	0.86	1.24	1.73	2.16	2.43							1.52
M16	16	17.0	1.51	2.09	4.18	1.15	1.66	2.30	2.88	3.24	4.32						2.71
M20	20	21.5	2.36	3.26	6.53	1.44	2.07	2.88	3.60	4.05	5.40	7.20					4.23
M22	22	23.5	2.85	3.95	7.90	1.58	2.28	3.17	3.96	4.46	5.94	7.92					5.13
M24	24	25.5	3.39	4.70	9.40	1.73	2.48	3.46	4.32	4.86	6.48	8.64	9.72				6.13

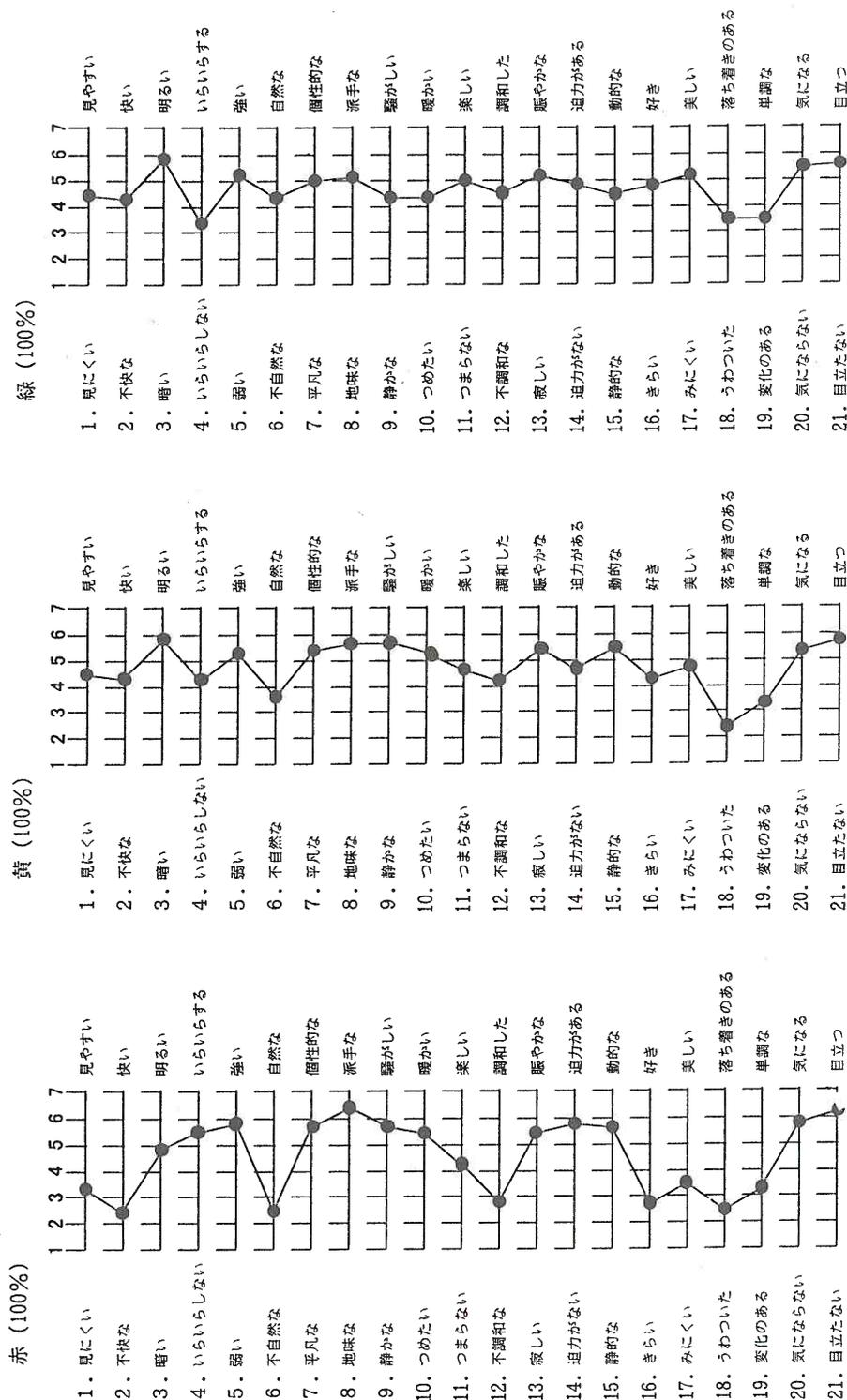
表3・15 高力ボルトの許容耐力表

高力ボルト の種類	ボルト 呼び径	ボルト 軸径 (mm)	ボルト 穴径 (mm)	ボルト 軸断面 面積 (cm ²)	ボルト有 効断面 面積 (cm ²)	設計ボ ルト張力 (t)	許容せん断力 [t]		許容引張力 [t]
							1面摩擦	2面摩擦	
F8T	M16	16	17.5	2.01	1.52	8.27	2.41	4.82	5.03
	M20	20	21.5	3.14	2.38	13.0	3.77	7.54	7.85
	M22	22	23.5	3.80	2.95	16.1	4.56	9.12	9.50
	M24	24	25.5	4.52	3.42	18.6	5.42	10.8	11.3
F10T	M16	16	17.5	2.01	1.52	10.3	3.02	6.03	6.23
	M20	20	21.5	3.14	2.38	16.1	4.71	9.42	9.73
	M22	22	23.5	3.80	2.95	20.0	5.70	11.4	11.8
	M24	24	25.5	4.52	3.42	23.1	6.78	13.6	14.0
F11T	M16	16	17.5	2.01	1.52	10.9	3.22	6.43	6.63
	M20	20	21.5	3.14	2.38	17.0	5.02	10.0	10.4
	M22	22	23.5	3.80	2.95	21.1	6.08	12.2	12.5
	M24	24	25.5	4.52	3.42	24.4	7.23	14.5	14.9



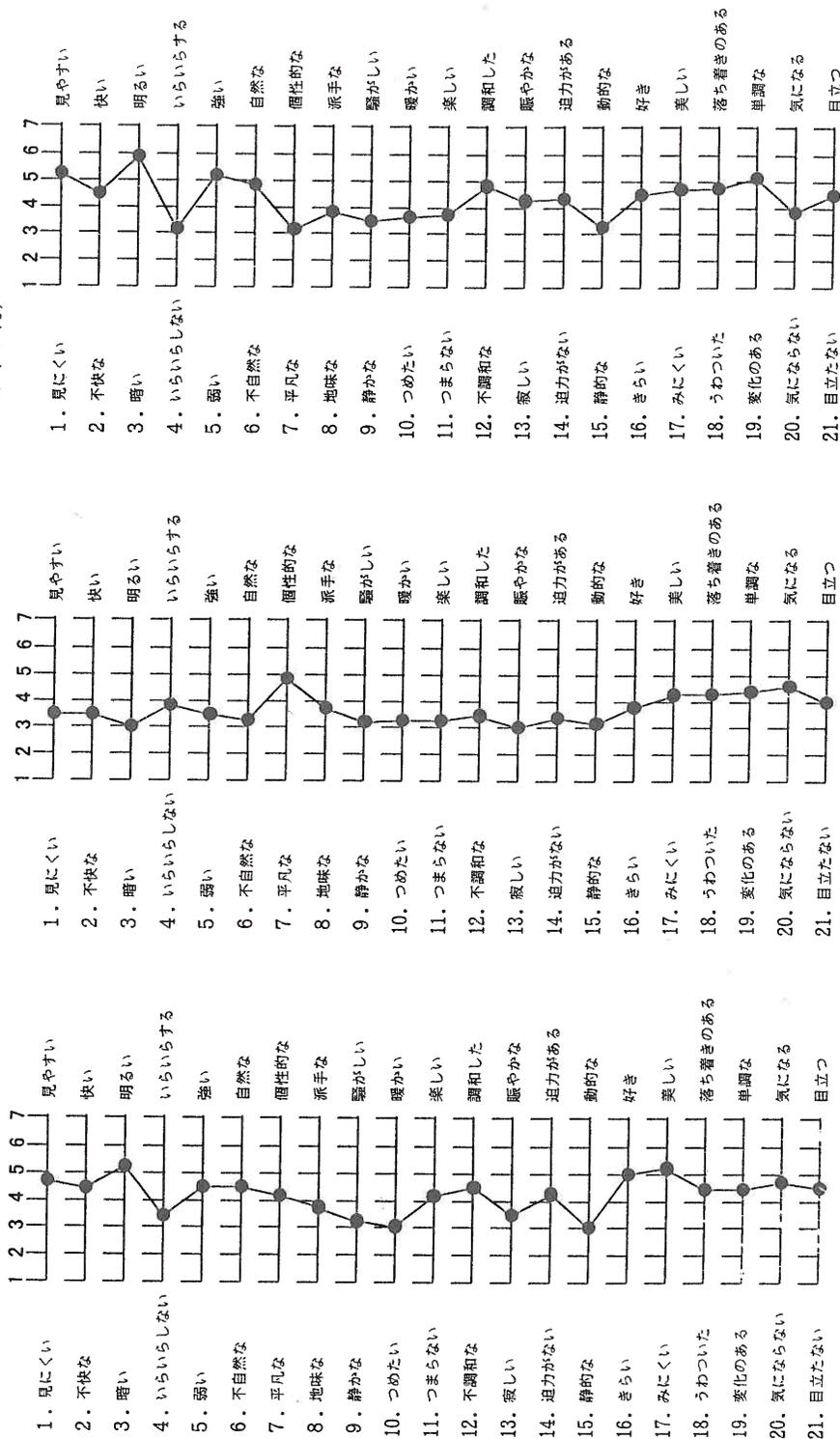
〈4〉 ネオン管の色彩

ネオンの光の見え方 (色彩感情のプロフィール)



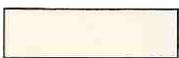
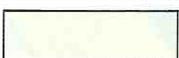
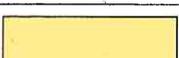
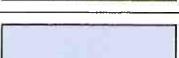
出典：ネオンの光の見え方に関する調査研究報告書，(社) 照明学会 (平成2年9月)

青 (100%)

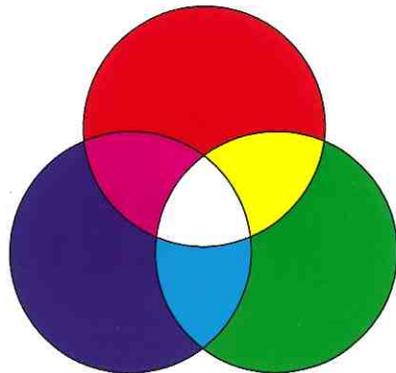
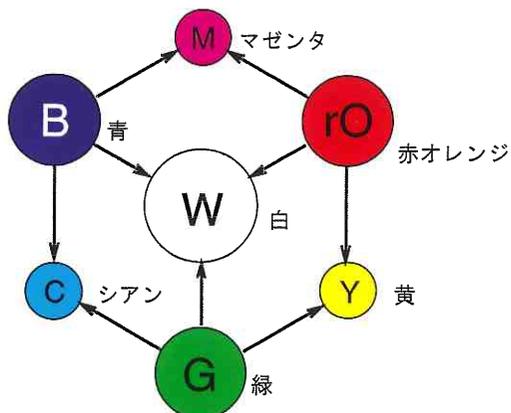


出典：ネオンの光の見え方に関する調査研究報告書，(社) 照明学会 (平成2年9月)

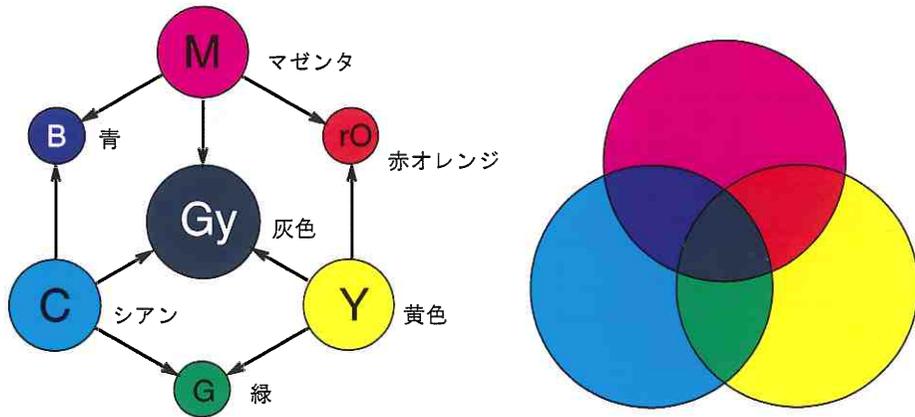
ネオン管色名表（標準色）

	発光色	夜間点灯時の発光色	組成略号		発光色	夜間点灯時の発光色	組成略号
1		赤色 (ネオン赤)	L [㊦]	14		赤オレンジ色	COO [㊦]
2		青色 (アルゴン青)	L [㊤]	15		オレンジ色	COO [㊤]
3		白色	FW [㊤]	16		黄色(レモンイエロー)	CYD [㊤]
4		昼光色	FD [㊤]	17		黄色	CYY [㊤]
5		オレンジ色	FG [㊦]	18		萌黄色	CYG [㊤]
6		クリーム色	FY [㊤]	19		濃緑色	CGG [㊤]
7		薄緑色	FDG [㊤]	20		空色	CTBW [㊤]
8		緑色	FG [㊤]	21		淡水色	CTB [㊤]
9		青白色	FBW [㊤]	22		薄水色	CPbBW [㊤]
10		青色	FB [㊤]	23		水色	CPbB [㊤]
11		赤ピンク	FB [㊦]	24		水色	CBBW [㊤]
12		紅赤色	CRD [㊦]	25		濃青色	CBB [㊤]
13		紅赤色	CRB [㊦]	26		深赤紫色	CBB [㊦]

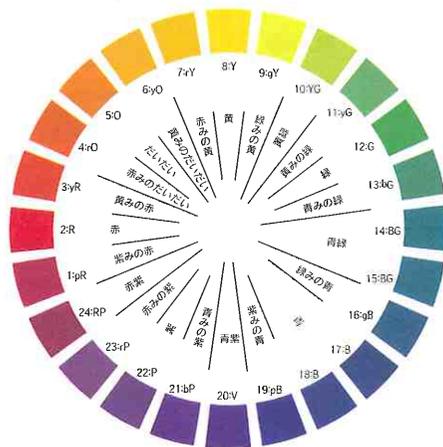
光の三原色と加法混色



色の三原色と減法混色

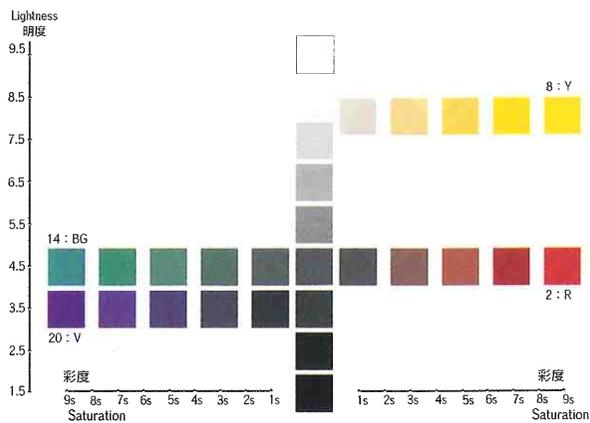


マンセル色相環



出典；大井義雄，川崎秀昭：カラーコーディネーター入門 色彩，日本色研事業株式会社（1996）

明度と彩度



出典；大井義雄，川崎秀昭：カラーコーディネーター入門 色彩，日本色研事業株式会社（1996）